

第八十四回 参議院通信委員会會議録第十号

(二五二)

昭和五十三年四月二十五日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

四月十九日

市川 正一君

補欠選任

四月二十四日

市川 正一君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

栗原 俊夫君

理事

長田 裕二君

委員

小澤 太郎君

委員

郡 祐一君

委員

志村 愛子君

委員

新谷寅三郎君

委員

菅野 儀作君

委員

高橋 圭三君

委員

前田 勲男君

委員

大木 正吾君

委員

大森 昭君

委員

中野 明君

委員

矢原 秀男君

郵政政務次官

宮崎 茂一君

郵政大臣官房長

河野 弘君

郵政省郵務局長

神山 文男君

郵政省貯金局長

高仲 優君

郵政省簡易保険局長

佐藤 昭一君

郵政省人事局長

守任 有信君

郵政省経理局長

浅尾 宏君

常任委員会専門員

栗生澤喜典君

大蔵省理財局長

森 卓也君

郵政大臣官房首席監察官

日裏 泰弘君

郵政大臣官房建築部長

本松 智房君

事務局側

説明員

大蔵省理財局長

金第一課長

郵政大臣官房首席監察官

郵政大臣官房建築部長

本日の会議に付した案件

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原俊夫君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取しておりますのでこれより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大森昭君 本題に入る前に、過般委員会という議論がありました貯金の利子の引き下げでありますが、大臣、いろんなことを言われましたけれども、どうもきょうから郵政省の立場じゃない、大蔵省の立場と違うと少しおこられるかわかりませんが、どうもいろいろ言われたことが少しも実現されるかと思いましたが、全くもう大蔵ベースで、私は問題は、ひとつ理解をさせていただきたいのは、これから保険の問題にも入りますしいろんな問題をやるわけですから、御案内のように郵政事業というのは現業の官庁でありますから、したがって事業を行っているわけですから、大蔵の財政金融みたいな手直ししたとかするとかいうことでやっているのではないのかと、郵貯の利子の問題が大きく影響しているかというところを考慮していただきませんか、まさに郵政事業を国民のためのものとして、そしてまた働く人たちが意欲的に事業を行うという立場がなくなりますから、郵政大臣は郵政大臣なんでありまして、郵政事業を一体どうするかという立場でやっていたらいいと思ふんです。まあこれは過般の委員会ですけれども先生方からお話がありましたから内容は省略いたしますが、いずれにいたしましてももう抜本的に預金者の保護の問題、そして基本的な検討をひとつ十分深めて対処していただくように、きょうからの引き下げでありますから、冒頭お願いをしておきます。

それから、公労協のストライキもまたきょうから始まっておりますので、これまたこの場での議論をする気はないんですが、ただひとつ公労協に対しては、大変厳しい批判もあります。同時に私は経営者であります省の方にも十分反省をさせていただかないと、問題の解決が今後とも図れないと思ふのであります。いずれにいたしましても、私鉄が動いてくるでしょう。そして、当局側が一方的に調停に持ち込んだわけでありまして、いずれ調停委員会の場に出るんだらうと思ひますが、しかしどうも交渉の経過を見てい

すと、その前にもう一度政労交渉を行つてという状況になるんだらうと思ひます。したがって、今日公労協に回答されておるのは、まさに定昇を抜きますと一・五四%ですから、二千四百七十三円程度のものしか回答されておらないで、まさに自主回答をサボつておるわけでありまして、どうかひとつそういう意味合いで一日も早くストライキが解決できますように、経営者側もひとつしっかりやっていたらいいと思ひます。

なお、全通のストライキの問題であります。新聞にいろいろ出ておりますが、弾圧がこわいとか財政的な問題があるとかということじゃなく、春闘全体に影響がありますので、中央本部はストライキを中止をいたしましたので、ともすれば少し抑圧的に労務政策を進めれば組合はストライキなんかやらないんじゃないかというふうなお考えはないと思ひますけれども、そういうことで労使関係をやっていきますと正常な労使関係になりませんので、どうかひとつ全通のストライキの問題などについてもお互いに誠意を持って話し合つていけば問題の解決というのは行われるわけでありまして、私はその一つの証左だというふうにも考えますので、そういうことでひとつストライキの問題も対処していただきたいと思ひます。

本問題に入りますが、まず今回の法律の改正であります。従来からの議論をずっと見ておきますと、ことさら余剰金と積立金との運用を別個にしないで同じように運用をしてもいいんじゃないかというふうに考えますが、なぜ今回このような形で余剰金の運用を行うのか答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐藤昭一君) お答えいたします。郵政省といましては、従来から余剰金をその性格にかんがみまして積立金と同様に運用することができるよう制度の改善を主張してまい

たわけでございますが、なかなかその点では大蔵省との間に合意に達するに至っておりません。昨年の暮れにおきましても、強ちに折衝してまいったわけでございますが、いま申しましたようなことでございまして、ひとまず余裕金の資金運用部預託利率の算定方法の改善等によりまして簡保資金の運用の利回りの向上を図ることとした次第でございます。もちろん、今回の措置をもちまして余裕金の運用制度に関する問題がすべて解決されたわけではございませんので、今後とも加入者利益の増進という見地からいたしましてさらに努力をしてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○大森昭君 局長の話によりまして、ひとまずということなんでしょうが、いろいろ衆議院段階の討論なんかも読んでおりますが、これは段階的に、今回のようにして、そしてまた自主運用に近づいていくというような段階的に考えているような御発言であります。私はそういうふうに理解はしないのであります。本質的に郵政省が主張するような自主運用ということについては否定をされて、便宜的に今回の法律改正のような中身でいくというのが私の理解であります。いま局長は当座これで行くけれども、自主運用についてはなお努力をして実現をしたいというような御発言ですが、少し食い違いがあるのじゃないかと思いますが、その辺はどうですか。

○政府委員(佐藤昭一君) この余裕金を積立金と同様に郵政大臣が運用するという点につきましては、一つは同じ簡保資金といたしまして将来の加入者に対する保険金等の支払いのための準備資金である、こういった点で同じ性格であるという性格論が一つございまして、それからもう一点いたしましては、やはり加入者の福祉の増進のために運用利回りの向上を図っていかねばならぬ、こういう問題がございまして、今回の性格論すなわち同様に扱って運用すべしという点につきましては意見が合致したわけでございます。一方におきまして、運用の利回りの向上とい

う点につきましては、御承知のように従来余裕金の運用利回りというものが他の積立金の運用の利回りに比べて低かったわけでございます。これが全体の運用利回りの足を引っ張っていた、こういう形がございまして、今回のこの制度の改善によりまして、その点では一歩前進、すなわち運用利回りの向上という点について従来よりも余裕金の運用利回りが向上する、こういった形に制度が改善されるという点が一つの前進である、こういったことで一歩前進として今回の措置をとらしていただきたい、かように考えている次第でございます。

○大森昭君 前進でないとは私は言わないんですけれども、確かに保険の事業の中で運用利回りがいいか悪いかは、これはまさに商品性を売立場からいいますと、利回りがよければいいわけでありまして、利回りがよいという問題じゃなく、いわゆる余裕金と積立金の問題について、先ほど貯金の場合にも申し上げましたけれども、問題は事業をやっているわけですね、郵政省というのは、ですから、そういう意味からいいますと、みずから自主運用をするという立場からいいますと、利回りの点からは一歩前進かも知れませんが、自主運用をするという立場からすれば一歩も半歩も前進してないというふうには私は理解するけれどもどうかという質問をしたんであります。むしろ保険局長の答弁よりも、きょう大蔵省から来ているんだと思いますが、答弁してください。

○説明員(森卓也君) 大蔵省の立場につきましてお答えいたします。特別会計の積立金あるいは余裕金といったような国の制度、信用を通じて集まりました資金は、財政金融政策と整合性を図りながら、効率的な行政機構によって安定的にかつ公共的な運用が行われるということが国の財政制度上最も望ましいというふうなことは私は考えております。資金運用部によりましてこの統合運用制度というの、こういう考えに基づいたものでございまして、特

に最近のように財政が非常に問題を抱えている現状におきましては、こういった制度の基本を守るということはぜひ必要ではないかというふうな考えております。もちろん、簡保余裕金以外の特別会計の余裕金と性格が多少違うんじゃないか、そしてそれを分離運用すべきだという御主張があることは十分承知いたしておりますが、たとえば長期運用になじむ資金だという意味では、郵便貯金もあるいは年金資金も同様でございまして、こういったものにつきましては大蔵省としては資金運用部による統合運用の原則の中で、確実有利かつ公共的な運用を図るよう努めているわけでござい

ます。ただ、簡保積立金につきましてはすでに分離運用をされておりますけれども、これは戦前から長い歴史のあることでございまして、私どもの方の立場から見ますと、たまた一つの例外的な運用利回りの向上が必要だという点は、先ほど先生も御指摘のとおり、事業をされている立場からは当然という気もいたします。この点につきましては従来から大蔵省としてもできるだけ郵政省に対して御協力をしていくということとして、先生御承知のとおり、かねてから余裕金に対しては他の預託金と違いますが特別の利子を付すると、あるいは積立金の運用につきましても、有利運用の比率を向上するように御協力をしている、あるいは積立金の運用対象範囲の拡大をしてきたというふうなことがあるわけでございまして、さ

らに先ほど保険局長からお話ございましたように、今回の法律改正によりまして、さらに運用利回りが向上されるだろうというふうに考えておるわけでござい

ます。○大森昭君 あなたの話をもうちょっと分析をして議論したいんですが、まずちょっと私の聞いたところでは、何か自主運用をしますと安全確実じゃないようにも聞こえるんですが、安全確実という点では、現在、積立金も自主運用しているわけですから、この余裕金を自主運用をしたにしても安全確実の点は関係ないわけですね。何かあ

なたさっき安全確実じゃないみたいな言い方をしましたけれどもね。

○説明員(森卓也君) 私が申し上げましたのは一般論として申し上げたわけでございまして、簡保の余裕金を郵政省が運用すると安全でないという意味ではございまして、一般的な問題として、政府の信用制度を通じて集めた資金をそれぞれ集めたところが運用するということは必ずしも公共性にマッチしない、あるいは安定しない場合が間々起こる可能性があるというのを申し上げたわけでございます。先ほど申し上げましたように簡保の積立金は唯一の例外でございまして、金にございましては、それぞれの所管省庁が自主運用をしたいという要望があるわけでござい

ますけれども、それに全部応じて資金運用部の制度をやめてしまおうということになりますと、これは国民経済的に見ていろいろ問題が出てくるという意味で申し上げたわけでござい

○大森昭君 いや、質問したことだけ答弁しなさいよ、よけいなこと言わないで、私は全部自主運用しろなんと言っているんじゃないんだから。いま保険の積立金と余裕金の話をしているんですから。あなただけは一般的に言ったって言うけれども、大蔵官僚の思ひ上がりじゃないですか。安全確実じゃないという言い方はない。郵政省は立積金というのに対してどう。しかも、郵政省は立積金というのには自主運用しているわけですよ。その金が余裕金より膨大なんですよ。それで、それを今度余裕金を自主運用するということしたらどうかという話をすれば、あなただけの言っているのは安全確実であるかどうかというふうな、これは一般論なんて言われたけれども、最もこれは郵政省に対する不適当な言葉ですよ、あな

それから、長期の資金、いわゆる貯金の問題、厚生年金の問題と言われたけれども、保険事業というものは一体何かということをおな

しているかどうかという問題なんです。ですから、あなたが余剰金については自主運用は認められないのだという言い分については一つ一つ質問しているわけですから、明確にひとつ答弁してください。

○説明員(森卓也君) 大変くどいようでございますが、私は郵政省が簡保の余剰金を自主運用するとそれが安定的な運用が行われぬということと申し上げたわけではございませんで、ただ、簡保の余剰金についてこれを分離運用をするということになりますと、他の資金運用部に対する預託制度というのが崩れて、その結果、全体として国の資金の安定的な運用が行われなくなるということと申し上げたわけでございます。

○大森昭君 だから、なぜ余剰金を自主運用すると預託制度自身が破壊をするんですか。大蔵省がいま預託を受けている金額というのは幾らですか。

○説明員(森卓也君) 現在運用部に預託されている資金は総額で六十四兆程度かと思えます。

○大森昭君 郵政省が自主運用しておる積立金は幾らで、余剰金、今度郵政省に自主運用を認めてもらいたいという私の意見についての金額は幾らですか。

○説明員(森卓也君) 郵政省が自主的に運用されております積立金の総額は約八兆円、それからただいま私どもの方に預託をされております余剰金は一兆二千億でございます。

○大森昭君 積立金の郵政省の自主運用のものについて、大蔵省は全然チェックしていませんか。

○説明員(森卓也君) 積立金につきましては郵政大臣の管理、運用するところとなっておりますので、私どもはいろいろお願いはいたしておりますけれども、チェックをするというような立場にはございません。

○大森昭君 いろいろお願いをしたり、いろいろ協議をしているわけなんです。前でもた問題提起しますけれども、予算編成のときに、ですからあなたの言う六十四兆という膨大な預託金の中の一

兆円の、あなたが認めることによって預託制度が破壊するようなそんなオーバーな言い方して見たら、それから郵政省に自主運用をしたら日本の経済の財政金融制度がどっちへ行っちゃうかわからないような言い方をしているのは全く正当性がないんです。まさに大蔵官僚として自分のなわ張りをしてにかく取られたくないという考え方に基づいているとしたら私は言いがたいです。しかし、きょうあなたに言っても、あなた大蔵大臣じゃないんだから無理だろうと思えますからこれ以上のことは言いませんが、もう少し私は、郵政省というのは事業をしているわけですから、さっきから言うように、とりわけ保険とは一体何かということなんです。同じような、こういうことを言うときまた後で怒られますけれども、それは三公社五現業の中にもいろんな仕事していますよ。しかし保険の仕事というのはまさにもう日常生活に密着に影響するでしょう。それで自主運用をしてやったら方が利回りがよくなるという形になることはわかってはいるわけでしょう、あなただって。ですからまさに私は、そういうなわ張り争いの中で論争されているだけないんですけれども、むしろ私どもが日常生活の中で保険事業を国民の立場でやっているものについて、高い品物を売らしている原因は大蔵省にあるということなんです。

ですからそういう意味で何回も同じような、あなたの答弁というのはずっと見ています。私も、同じようなことしか言っていないんですよ。しかし、もう少し私はそれぞれの、これは私率直に申し上げますが、これはいま私が言っている意見というのは私だけが言っているんじゃないんですよ。行政管もそういう指摘をしているでしょう。郵政審議会もそういう指摘をしているでしょう。それから衆議院の議事録を見ますと、自民党の先生方も、与野党挙げて主張しているんですよ。そうすると、一体あなたの答弁というのは、日本国全体の中からは、大蔵省の一部の人たちが言っているだけなんだよ。だれもあなたたちの言っている

ことについて賛成している人はいないんだよ。だからそういうことをあなたが、きょうはまた通信委員会で大森が何かやるから、まあ君行つてこいよと言って、ああまた行つたら同じようなことを言っておけばいいというんじゃない、これじゃ何のためにもこの国会で議論したかわかりませんよ。だからもう少し、行政管理局も指摘されている。郵政審議会も指摘されている。与野党の先生方初め、皆こうした方がいんじゃないかとなっているものを、もう少し真剣に大蔵省が答弁するようなことを私は期待をいたしまして、これ以上あなたを責めていまして何かちょっとはしたくなりますから、これで次の問題に移ります。

そこで保険局長のお話によりますと、大分今度の法律の改正で運用利回りもよくなつてというお話がありますが、せんだつてのちよつと新聞で見ますと、民間の生命保険も二十二年ぶりに減配という状態なんですか、一体簡保と民保のこの運用利回りの関係から言つて、この法案で多少余剰金の利子がよくなるからということと安心ができないうんじやないかというふうな気がいたすんですが、どのように現状把握されておりますか、回答していただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤昭一君) 簡保と民保の運用利回りの問題でございますが、五十一年度の運用利回りで見ますと、簡易保険の方が七・一四%でございまして、民間保険の方は総合いたしました五十一年度では、簡易保険と民間保険との利回りの格差は〇・九七%というところでございます。で、この格差でございますが、四十年代の初めに金利の一般的な低下傾向によりまして、民間保険の利回りが低下して、四十二年度には一ポイント以内になって縮小したわけでございますが、四十三年度以降は運用範囲も広く、かつ有利な運用対象の多い民間保険との利回り格差は常に一ポイント以上あったわけでございます。五十一年度で〇・九七ポイントに縮小したというところでございます。これは簡易保険に比べまして民間保険の方が市中金利に敏感に対応いたしますために、簡易保険との利回り格差が、金利が高いときには拡大する、また金利が低くなつてまいりますと縮小する、こういう傾向があるわけでございます。で、最近、私どもも新聞等で承知している範囲でございまして、若干民間保険の方の運用利回りの方が低下してきているということは承知しておりますが、具体的、詳細には存じておらないわけでございます。

それから、先ほど先生お尋ねの簡易保険の今回のこの余剰金の預託の利率の改善によつて利回りが若干上がるかというお尋ねでございますが、現行の利率で申しますと、現在、余剰金の一定の条件のものの運用利回りというものが預託金では六・〇%でございまして、これが現在七年ものの預託金利に〇・一%の差でスライドするという今回の改善をいたしますと、〇・四%利回りが向上するというところでございまして、それを全体の利回りの向上で見ますと、〇・〇四%程度の向上になる、こういうふうには私ども計算しているわけでございます。

○大森昭君 保険事業は、もう私から言うまでもないんですが、低金利時代になればこれは正味保険料というのは当然上がってきますね。運用利回りが低下するわけですから、還元するものが減っていくわけでしょう。で、そうなつてきますと、いまいろいろな保険がずっと出ていまして、いままでの運用利回りというのは、今回は下がるけれども、従来貸していた金は下がらないから、さほど影響ないという意味のことをいま言われたんでしよう。

○政府委員(佐藤昭一君) ちょっと私の説明が少し不足していたと思ひますので、御説明させていただきますが、いま先生おっしゃいますように、金利が低下してくるという傾向でございまして、その場合に民間保険の方が非常にその金利の変動に敏感に対応する、簡易保険の方がそれに比べると少し鈍いということでございます。したがって、やはり新しいこれから運用するもの、これは

やはりそういった低金利のものに運用されるわけ
でございまして、全体としてはこれから低金利
の時代が続いてまいりますと、やはり簡易保険の
方の運用利回りも次第に低下してくるというこ
とはこれは事実でございまして。ただ、五十一年度
につきましては、先ほど申しました七・一四％、そ
れから五十二年度につきましても、大体五十一年
度と同程度の運用利回りが確保できる見込みとい
うことで現在はいまっております。ただこれから
先、低金利が長く続けば、いま申しましたような
ことで次第に低金利のものの構成がふえますの
で、やはり下がってくるということでございま
す。

○大森昭君 いや、だから局長ね、五十一年度の
話なんかしてたてようがないんですよ。これ
一年間でも三回も金利の引き下げやっている時
代でしょう。それで私はさっき言ったのは、民間
がもう今日の低金利時代を迎えて、もう先のこと
を考えていますからね、民間保険というのは、郵
政省みたいな単年度会計じゃないんですから。で
すからいち早く二十二年ぶりに減配をせざるを得
ないというふうに決断したんだと思うんですよ。
ところが、郵政省の場合は単年度ですから、で
すからまあ前に貸している金利が急に下がるわけ
じゃないから、これはダウンしてもトータルす
れば、さっき言うように鈍いわけですから、下が
りぐあいが。だから恐らく五十三年度も予算編成
して今日迎えているわけでありまして、大
体五十三年度はいくだろう、大体そうなんです、
お役所仕事というものは。しかし、そのまゝい
ったときに、五十四年度、五十五年度を迎えたとき
にどうなるかというのを考えてないんです。後
で、意地悪い質問するわけじゃないんだけれど
も、本当に四十年に郵政審議会で簡保、年金の近
代化答申が出ましたけれども、一体十三年たちま
すけれども、何人大臣がかわって何人簡易保険局
長がかわったか、ぜひ聞きたいわけですがね。
ですから、私はいまそういうむずかしい話をし
かけてもいけないのかもわかりませんが、五十三

年度がうまくいくからといって、五十四年度はま
た新しいものに基いて、またいろいろ計算され
ばいいよというふうなことであれば、これは保
険というのは通続的に長くいく事業ですから間
違ひが起きるんじゃないかということで、少なく
とも今日のような低金利時代を迎えて民間は二十
二年ぶりで減配をしないかならないという経営
状態の中で、一体簡易生命保険はどうあらねばな
らないかという問題を早急に検討いたしません
と、五十三年度の中で約束をして、契約をして、
それぞれ受け払う人間はそれでいいですけれ
ども、五十四年になったら急にがたつと悪い保険
に、中には契約をせざるを得ないということにな
るかも知れないですから、そういう意味で、と
りわけこの生保の動きについてどういう反応を簡
易保険局長として持ったかというのを質問し
たわけでありまして、私が考えるほど敏感に
対応をしないのに、また質問を続けても無
理ですから、これはそれで打ち切りますが、ど
うかひとつそういうことで、大変なやっばり低金利
時代なんでありまして、先の検討をしていただ
きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤昭一君) お答えいたします。

その前に、先ほどの大森先生の御説のとおり、
私もちょっとくどい御説明をいたしましたけれど
も、運用利回りはやはり低金利時代に入りまして
下がっていくと。これはもうどうしても覚悟しな
ければならない点だと思っておりますので、十分
にそういう点につきましてさらに配慮をしてま
いりたいと考えております。よろしくお願ひした
いと思ひます。

それから、ただいまのお尋ねでございしますが、
積立金の総額に対する社債等の保有割合でござい

ますが、本年の三月末現在で金融債が五・二％、
社債の方が三・七％で合計八・九％となっております。
これは社債等への運用が簡保資金の運用の
対象の中では最も有利なものの一つでございま
す。簡保資金をできるだけ有利に運用してま
い。そして加入者への還元を図るという観点か
ら、法律で定められた範囲内なるべく多くの社
債を保有したいと考えております。五十三年度で
は運用計画総額の約一六％、これを充てることに
いたしております。

○大森昭君 その法律を制定したころはどうい
う経過が私にはよくわかりませんが、しかし、い
ずれにしても簡易保険事業を行うに当たってある
一定の物差しを設定をいたしましてこの簡保の運
用法というのはできたんだと思うんです。し
かもいま局長が言われますように、社債が最も利
回りがいいと言っているわけですね、みずから認
めているわけですね。ところが、さっきからの議論
でいかに保険の事業が運用利回りに影響されるこ
とが大きいということも御認識で議論されてい
て、どうも私は、三〇％の枠の中で見るものが
八・九％、しかもそれぞれ新しい新規の分につ
いて三〇％やっておても、総体的に三〇％いかに
ないというのには新しい新規の分でも一六％しか回さ
ないというのはいかなる理由で簡易保険の、まさ
に商品をあえて安くするような努力をしていない
のか、再度御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤昭一君) この社債の方に運用を
本格的に始めましたのが四十八年度からでござい
ます。

また、社債、金融債の積立金総額に対する割
合、これがそれ以前の合計一五％の枠から三〇％
の枠に改まりましたのが昭和四十九年度からで
ございまして。したがって、これらへの運用はそ
の後次第に増加するようにしてまいりましたわけ
でございまして、やはりそれ以前のストックという
ものは、相当ございまして、総額に対する割合
という点からいいますと、先ほど申し上げまし
たように、まだ全体の比率からいいますと低い

という形があるわけでございまして。また、これら
への運用に当たりますと、やはり簡保資金の公
共的な性格にかんがみまして金融市場あるいは証
券市場に著しい変動を与えないように配慮をして
きている、こういうことが一つあるわけでござい
ます。

当初社債などへの長期運用に充てました額は四
百億円でございしましたが、これは五％でございま
す。その後証券市場におきまして社債、金融債の発
行量などを勘案しながらその額を増加させてまい
りまして、五十三年度におきましては運用計画額
の一六％弱に当たります二千九百五十億円で伸
ばしてきて、こういうことでございまして、今後
ともそういった証券市場における発行量というも
のを見ながらできるだけ社債等への運用を増加さ
せていただきたいというところでございまして。

また一方財投、なかなか地方公共団体等への
融資、こういったものもある程度確保してまいら
なければなりませんので、そのバランスの中で五
十三年度は全体をそれぞれ増加させて約一〇％程
度は最低伸ばしておりますが、特にこの社債ある
いは金融債の面におきましては、よりウェイトを
かけて増加を図ったという点は配慮してまいりま
したのでひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○大森昭君 利子がいかに低いといつてさうへ全
部やっちゃうわけにもいかならないですけれども、
それは国の事業ですからわかりますけれども、
ただ運用法に決められている二〇％、一〇％、
これも相当な議論があつて決められたんだらう
と思うんです。少なくともそういう形で議論を
されて法律ができて、簡保の事業がより有効的
にというところで議論されたんだらうと思ひますの
で、やはりそういう段階の中でこれ八・九％しか
運用をしない、しかもこれがわずかの差でありま
す。すこい大きい金額ですよ。われわれは何兆なん
と言つたって持つたこともなければ見たこともな
いから余りびんごないわけですから、とにかく
運用利回りが、これ、私ちょっと試算してみ

たんですが、運用法で決められている枠で運用されたら約四十億ぐらい。いまちょっと利子がいろんな変動していますからね。どうつかまえていいかわからないんですけれども、仮に三月三十一日でつかんだとしますと、基準金利が六・五ですもんね、金融債と社債の平均は低く見て六・七にはいっているのですよ、いいやつは六・九八ぐらいまでいっていますから。だから〇・二ぐらいの差があるやつをとらえて十兆へぶつ掛けたってそうでしょう、膨大なものでしょう。だからどうかひとつそういう意味合いで、少なくともこの簡保資金の運用法で認められているわけですから、それに最大の努力をしていただくことをやっていただきたいと思います。

次に、郵便年金の問題であります、これまたまさに壊滅をするような状況になっているんじゃないかと思うのですが、一体この郵便年金の問題について郵政省はどのように現状を把握して、また将来展望をお持ちなのか。御答弁をお願いいたします。

○政府委員(佐藤昭一君) 郵便年金でございますが、四十三年の九月から積極的な勧奨を差し控えております。これは御承知のように当時の経済情勢の変動等ございまして、需要が非常に少なくなってきたということで積極的な勧奨を差し控えてまいったわけでございますが、したがって、その後保有契約高が年々減少してまいりまして、五十二年の十二月末現在で見ますと、件数で十一万四千件、年金額で二十三億二千五百万円になっておりまして、それぞれ前年同期に比べまして一二割程度の減という形になっております。

今後の見通しということでございまして、そういった見直し上げましたような事情で積極的な募集を差し控えてまいっておりますが、最近の数年の状況を見ますと、年間十件前後の新しい御加入というものはあるわけでございまして、やはり最近いわゆる高齢化社会の到来というようにございまして、老後の生活というものを考える方々の年金に対する要望と申しますか、こういった

たものも時にお聞きするわけでございます。そういった点におきまして、これから郵便年金につきましても一度見直す必要があるかどうかということとを現在考えているわけでございまして、現在のところ欧米諸国のこういった任意年金制度というものにつきましても調査をしているところでございまして、もう一度全般的にこの年金制度というものにつきましても見直しをやってまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○大森昭君 そうするとあれですか、経済情勢も社会情勢も変化をしてきたので、郵便年金の問題については再構築を図るために積極的に検討をするということですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 相当情勢が変わってきているということもございまして。ただ、これからいわれる社会保障制度のあり方、推移というものも十分に見ますので、その中でやはり、これは任意年金でございまして、インフレ対応というような問題も従来からそのウィークポイントとしたしましてあつたわけでございまして。そういった全般的な観点から、もう少し位置づけというものとにつきましてもよく見直しをいたして、いかにあるべきかということを考えてまいりたいということとでございます。

○大森昭君 まあ私はとかく小言幸兵衛みたいで悪いんですけども、どうも正直言いますと、これまで四十三年の近代化の答申の中に出ていた見直しを図っていますとか、外国の方のやつを研究しているんですよ、もう十三年も前の話をこれされてるんですよ。だから答申が出たら、郵便貯金の金利の引き下げなんか十八日に、二十五日にやっていますわけ。こういう問題というのは十三年前に出ていても、まだ見直ししてはいます、検討してはいます、こういうことというのは私は最も無責任じゃないかと思うんですよ。これからはあることですが、やはり私も質問した、いや四十三年には郵政審議会としてこう答申が

出ましたと、その後一年たつて作業に着手をいたしました。現在ここまでできていますと、結論出すのにも少し待ってもらいたいという答弁をしていただきました。また来年何か今度保険か何かのことで局長という、また新しい局長がそこへ座つていて、いやまたいま見直し、検討なんと言っているわけだから、これは、大臣だつてすぐかわつちやうわけだから、いや本当に。だからもう少し私はこの年金問題なんというのは、とりわけです、もういまやまさに日本の置かれてる状態で直ちに対応しなければいけないし、特に私は正直に申し上げますと、郵便年金なんということ、じつ々なるんじゃないですか。郵便なんというのは外して、一体この任意年金というのを、国としてどうあるべきかという問題だと思つてんですよ。どうかひとつ大臣、保険局長の答弁が気に食わないという意味じゃなくて、所管の長として決意をちょっと明らかにしてください。

○国務大臣(服部安司君) この機会に、郵便年金問題の御指摘であります。郵便貯金金利の引き下げを本日から実施したことについていろいろと御高見を拝聴いたしました。私もまことに遺憾に存じております。余りにも周囲の取り巻く環境の厳しさにいまさらながら、非常に何と申ししましうか、皆様方に申しわけないと、かように考えている次第でございます。

それから全通のストライキをやめていただいたことについても、私は今後の労使の関係が、相互信頼関係の樹立の上で大変意義のあることと考えておりまして、今後ひとつ賃金引き上げ問題につきましましては早期に解決を図るためがんばってまいります。また、公労委に現在調停をお願いしておりますが、調停作業が円滑に進められて早期かつ適正な賃金で問題が解決されることを強く希望している次第であります。関係者の御協力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

次に、郵便年金の問題であります。実は私もこれはもう正直申し上げて、大臣就任以来、高齢化社会に備えて現在の国民年金のあり方から考

えても、すべての方とは申しませんが、やはり老後の不安に陥っている国民の多いことに気づきまして、保険局長に、この問題については十二分に事態に沿う制度のもとで大いに推進すべきであるという強い指示を与えました。現在鋭意検討を進めているところであります。私は大森先生同様、大体、検討します、検討しますでじぜん日を送ることはもう許される時代ではない、やはり少なくとも国会の場で指摘された問題は、誠意を持って取り組まねばならない問題は、真剣に取り組みすべきであるという姿勢を堅持いたしております。ただいま御指摘の郵便年金問題については、可及的速やかに方向を立てて、皆様方の御理解を得る努力を払い、かように考えている次第でございます。

○大森昭君 それじゃ大臣、そういうことでよろしくお願いしておきます。

次に、過般、局舎の問題で十分議論がありましたが、簡保資金の運用のあり方についていろいろ議論がありまして、特定、いや特定局だけじゃなくて局舎全体ですね、局舎全体について簡保の資金を回してやたらどうかと、当時三兆というところが言われておりましたけれども、そのような討論が三十年当時あったということについておわかりになってますか。

○政府委員(浅尾宏君) お答えいたします。

承知いたしております。

○大森昭君 承知しているということになりますと、そのことが現時点ではどういう形で処理をされておるわけですか。

○政府委員(浅尾宏君) 郵便局舎等の建設をするために借り入れをいたすわけでございまして、その借入額が簡保資金のうちでどの程度の割合を占めておるか、その現状はどうか、こういう御質問でございますが、一応最近十年間について見ますと、前半の五年間はこの附帯決議にありまして、その三兆という数字になっておりますが、その後、オイルショックによりまして公共事業抑制策

等がとられたこと、それからまた最近、貯金保険業務のオンライン施設等への投資が大きなウェイトを占めてきたというようなことから三割を切っておりまして、最近この十年間の比率をとってみますと、平均いたしました二・四割というような実情に相なっております次第でございます。

○大森昭君 いや、簡保の積立金の二・四割を局舎の方へ回しているということですか。

○政府委員(浅尾宏君) さようでございます。

○大森昭君 そうすると、金額は幾らですか。

○政府委員(浅尾宏君) 十年間だけの合計は出しておりませんが、たとえば四十四年で申しますと、簡保資金運用総額が三千三百五十億でございます、その三割でございますから、百一億ということに相なります。そのときの簡保からの借入金金が九十六億ということでございます、四十四年だけ申しますと二・九割になっておると、こういうことでございます。

○大森昭君 ちょっと数字に間違いがあったら御指図をいただきたいんですが、本年度の運用計画で見ますと、新規運用の総額が一兆八千七百三十億ですか、そうですね。そうしますと、今年度の新規運用総額が一兆八千七百三十億で、その三割ということと理解をしておりますが、これ間違いですか。

○政府委員(浅尾宏君) よろしゅうございます。

○大森昭君 いいですね。そうしますと、三割は約五百四十億になるわけです。その五百四十億を郵便局舎に回して使ってもいいというふうな理解をしておりますが、これは間違いですか。

○政府委員(浅尾宏君) いま先生おっしゃいましたように、一兆八千七百三十億の三割は五百六十二億でございます。

○大森昭君 ああ、六十二億ですか。

○政府委員(浅尾宏君) そこで、五十三年度予算では借入金金が三百八十七億借りたわけでございます。したがって、この附帯決議の趣旨から申しますと、五百六十二億下らないようにということでございますが、五十三年度予算では実際は三百八

十七億を借りると、こういうことに相なっておりますわけでございます。

○大森昭君 この間の局舎問題、いろいろ討論聞いておりましたんですが、いま特定局舎の建物の借料は、九割で借料を払っているというわけですね、この間私はそういうふうに聞きましてたけれど。

○説明員(本松智房君) お答えいたします。

借料と申しまして、土地相当分と……

○大森昭君 建物を言っているのです。私は土地のことを言っています。

○説明員(本松智房君) 建物の場合につきましては確かに九割でございます。

○大森昭君 だから、あなたのいま言おうとしていることは、土地と建物でやると九割じゃないということを言いたかったと思うんですが、私は建物しか言っていないんです。

そこで、私は、郵便局舎を建てるときに、これはもう公共的な建物でありますし、とりわけ郵便局を建てていただくということになれば、町とか村だとか、無料で、無償で提供しなさいという例、最近には少ないのかどうかわかりませんが、私は過去にはそういうことをずいぶん聞いておりますが、一体今日、普通局の場合にはそういう膨大な土地を提供するんじゃないかというの、市、町、村の所有で土地を提供してもらえるというふうなことがあるんですか、ないんですか。

○説明員(本松智房君) 特定局の場合を見ますと、現在全体で二十件足らずのもの、そういうケースがあるようでございます。

○大森昭君 いま十件足らずあるというの。

○説明員(本松智房君) 二十件です。二十件足らずのものがあるようでございます。

○大森昭君 現在二十件あるというのとちょっと話がしづらいのですが、そういう求め方をしているわけば比較的そういうことがあるのかという意味で聞いたのですけれども、いずれにしても二十件ぐらいあるわけですね、いまでも。そうしますと、

と、さっきの議論じゃないのですけれども、だんだんこれから金利が低くなってきますね。基準金利というのは大体六割ぐらいになるんじゃないですか、保険局長。

○政府委員(佐藤昭一君) 最近の動向からまいりますとそういう方向にまいるかということも考えられるわけでございます。

○大森昭君 そうすると、当然簡保資金を、郵政省の枠の中ですら、まだ六十二億もあるというのですから、借りて建物を建てれば、六割の範囲でもって局舎が新しくなるということですね。それで私有でやれば九割でしよう。なぜ私はそういうことを言うかといいますと、ちょっとこの間、然としたのですが、また相模大野の話をしていたのですが、相模大野をずっと調べていきまして、あれは全くけしからぬですね、あれ、市の所有なんです、土地が。建物が局長の所有なんです。そうやってきますと、そういうばか話があるわけ、たとえば私は私有全部廃止しようと言っているわけじゃないんです。やはりそれは土地もなかなか求められない。だから当然土地と建物と両方セットにして、ある建物の場合には土地が、あれは四割くらいですか、利回りは。だから全体としては低くなるのだと思うのですがね。しかし、まさに市の土地に建物を建てて、それに九割の借料を払うというところは、いまあなた、不動産業者やっていたって、アパート経営したって、九割のものが入るのなら郵便局やらしてもらいますよ、みんな。そういうまさにこの簡保資金の三割という枠の中で六割ぐらいで借りて建てられるの、ことさらに私は九割の金を借料として払うようなやり方はまさに浪費ですよ、これは。

ですからどうかひとつ、この間の局舎の問題を木島先生も指摘されておりましたけれども、聞いておりました、大臣は金がないと、あなた、一言ですよ、金がないと言われたですよ。いま六十二億現にあるじゃないですか。だからやはりお互いにかたがたに郵政事業を発展をさしていく、むだのないように効率的にやっていくという立場で私

どもは議論しているのであります、何でもかんでも私有だからけしからぬ、みんなぶっこわしちゃえと言っているのじゃないですか、できることをやりながら私有も並行してやるということ、は今日の事情の中ではやむを得ないのだからと思ひますけれども、やることをやらないじゃないですか、これ。どういふことなんでしょうか、これ。

○政府委員(神山文男君) 特定郵便局の局舎改善につきましては、昭和四十八年度から五十二年までの五十年間で約二千二百局改善してまいっておりまして、総体的にはほぼ順調に進んでいるというふうに考えております。ただ個々に見ますと、特に大都市にある局あるいはその周辺部の中には、用地難とかそれからビルの一部を借りなければいけないというような環境がどうも厳しい状態にあるということで、改善が必ずしも順調に進んでおりません。これからこういう大都市の中心部の局、これはその局によってケース・バイ・ケースでいろいろの場合がございますが、そういうものに取組んで鋭意改善をしております。そこで今後でございますが、当面毎年度四百局程度の改善を考へております、実は五十年年度末に実態を調べまして、約二千局老朽とか狭隘とかその他の事情で改善しなければいけないというところとございましたので、五十一年度から五十五年までの間に約二千局を改善したいというところで鋭意進めてまいっております。

○大森昭君 順調に進んでいるなんて局長ね、実際にあなたはもう見られていると思うのですがね。私は、この間の木島先生のお話を聞いています、本場にどういふ局舎がどうなっているかということはあなたわかっていないんじゃないですかね。都会の中というお話ありますけれども、田舎へ行ったらどういふお話を聞かれますか。便所と女の便所が一緒に入ったらどういふことを言われるかと、この間木島先生それに近いことを言われておられたのですけれども、本場にあなたの方見えていないんじゃないですか。しかも、もっと簡単に言いましょうか、いまあなたは一年間に四百局と言っ

やみには借りられないけれども、しかし、さっきから言っているように、特定居舎の建物は九分の一の金を払っているわけだから、簡保の金を借りたことがより効率的でいい居舎が提供できるというな

努力をしてもいいという話をしてるんであって、どうかひとつそういう意味合いで、何か四百局の話からおかしなところがあったけど、まあひとつ、お互いにやりとりしていると、鋭く質問したからといって建物ができるわけじゃないんだから、われわれの言っていることも理解してもらって、省の方も本場にまじめに局舎を新しくしようという気持ちになりやあやうでできるんだから、できないことを言っているんじゃないんだから、ね、私も。だから、そういう意味合いでひとつやっていたらいいと思います。

それで、次の問題へ移りますが、大田よくわかってたかね、やりとりして。

○国務大臣(服部安司君) ある程度話のあらはわかるんですが。

○大森昭君 局舎をよくしてやろうということに努力しないって言うてるのよ、郵政省は。

○国務大臣(服部安司君) もちろんこれはもう当然なことでありまして、正直申し上げてかなり環境改善に力を入れていることは五十三年度予算の審議でも御理解をいただいたと考えております。ただいま私は、正直申し上げて、話のやりとりを聞いておまして、結局大森先生の言わんとするところは、附帯決議の三つがいてもまだ金がかかっているんじゃないか、なぜそれを活用し改善を図らないかという御指摘だというふうに理解はできていますが、ただ、ここでちょっとお話し願えればお聞きいただきたいのは、いまこの局舎改善も、これはもう当然であります、利用者サービスが、オンライン計画を進めておりまして、方向違いかもしれないが、この方の需要にも資金の活用を図らせてもらっている関係もありまして、十二分にそれでは附帯決議を尊重してないじゃないかというお言葉もありましようと思えますが、その点ひとつ、郵政全体の運営の立場を御理解をいただくならば大変幸せだと存じている次第でございます。

るんじゃないですか、労使関係でも。むしろ省の方、あれだけの大事業をやるのにはもう少し対応策をきかしていただくと、むしろ働いている人たちの立場から見ると、今日のような状況ですから、首を切るということはありまじや、無理やり配置転換をするということは首切りにつながりますからね。まあいいや、そういうよい話はないですか。

それで、簡保事業団の関係ですがね、保険局長、どうも最近の状態を見ておられます、国の業務としてはなじまないということなのかどうかかわりませんが、事業団をつくったわけですから、もはや当初この事業団をつくったわけですから、そのサービスに努めるんじゃないかと、むしろ、さっき年金問題のところではちょっと触れませんでしたけれども、簡保保険事業にもうまじやに表裏一体のような感じがいたします。そういう意味からいいますと、よほどこの事業団に対する経営の方針なり、それから将来の見通しなり、しっかりいたしませんとまずいんじゃないかと思えますが、どうもそういうことで最近いろいろ現状も見通しを聞いておられないかと思えます。

○政府委員(佐藤昭一君) 簡保保険郵便年金福祉事業団、これは三十七年四月に設立されましたから大体順調に運営されているわけでございますが、五十三年度中には加入者ホームが十三カ所、それから保養センターが六十七カ所、レクセンダーが三カ所、キャンプセンター三カ所、それから会館が三カ所に診療所二十九カ所、合わせて百十六カ所の施設を運営することになるという予定でございます。利用人員の方で見ましたが、五十三年度初め三十二万人の御利用でございましたが、五十三年度初め三十二万人、延べで年間四百九十万人と、非常に大きく増加してまいっております。非常に全国的にも行き渡っているという感じがするわけでございます。

まだまだこの福祉施設の新設要望というものは各地に非常に強いわけでございますが、最近、や

はり社会情勢の変化と申しますか、高度成長期には相当こういったものもどんどんふやしていかうような形にもございましたけれども、やはり高度成長から安定成長へ、あるいは他の公的な類似施設の増加、あるいはまたこの建設の準備も非常に値上がりしてまいっております。それから旅行の需要というものは若干最近抑制傾向が、やはり宿泊施設等の利用率も若干ではございますが少しづつ落ちてきているというふうなこともございます。ただ反面、地域的な分布、配置のばらつきというものはございまして、若干大都市圏あるいはその周辺が薄いかない感じがするわけでございます。そういう点を見ながら、私どもこれからさらに加入者の御意向とかあるいは取り巻く社会経済情勢というものも十分考えながらこれからのこういった施設の整備というものにつきましても、もう一遍直して検討していく、こういったことを現在考えているわけでございます。

○大森昭君 診療所が二十九カ所あるというお話ですが、まあ老人ホームだとか加入者ホームの話はわりあい聞かなくて結構で、正直申し上げて診療所が全国に二十九あってどういう診療所になっているのかとこないほど余りやらないんでしよう、まじめにやっているわけですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 診療所も、それぞれ非常に設立当初御要望がございまして、設置をいたしまして、簡易な診療等を主体に運営してまいりました。ただ、その後の情勢におきまして、やはり医療制度というものが、公的な医療制度が非常に整備されてまいりまして、そういう点では、あるいはまた老人医療というやうな問題も非常に国の施策が進んでまいりました。こういって、若干この診療所の利用の状況というものは低下の傾向にあるというところでございまして、診療所といたしましては、やはり最近やっておりますように、僻地等への巡回診療というものを、診療車あるいは戸内海診療船というやうなものも設備いたしましたというところとや

いるわけでございます。全体の公的な医療制度というもののこれからの拡充整備と申しますか、こういったものの中で、診療所業務というものがそれと並列しながらやはりこれからのあり方というものは、役割りというものを考えていかなければならないということで検討をいたしているところでございます。

○大森昭君 そうすると、加入者福祉の施設の方も少し下がらざるやうなお話がありますね、そう言われたです、宿泊なんかですね、そうでしょう。という話もありまして、また診療所の問題も当初より少し今日変わったやうな状態だということも話がありますし、まあいざいざにしても、保険事業本来として安い保険料にするか、また一方こういう福祉をより発展をさしていくか、これは見方、とり方はいろいろあると思うんですが、端的に質問いたしますが、この保険のあり方について、こういう事業団も含めて、どういうところで意見と申しますか、俗に言う学識経験者とか言うようになっていくけれども、そういう場はどういうことになっていくんですか、これは。

○政府委員(佐藤昭一君) 事業団の運営というところにございまして、これはこういう福祉施設の設置、運営というものを事業団に行わせているわけでございますが、この運営審議会というものは、これは大体加入者の方々の中から代表をお願いいたしまして、それに学識経験者若干名を加えて運営をしているわけでございます。人数といたしましては、加入者代表十三名、学識経験者四名、合計十七名の方々に委員をお願いしております。いろいろその事業団の運営について加入者の御意見が反映できるように運営審議会を開くというやうなことを従来から行っているわけでございます。

○大森昭君 ああそうですか、私も初めてわかったんですが、どうも先ほど申し上げましたやうに、何か事業団だけで、やはり事業団のことだからという状態じゃなくて、保険本来の、もうこま

ふうに私理解していますんで、そういう意味合いからいきますと、事業団がそういう形で、それは審議会になっているのか、またこれは郵政大臣のあれですか、委員は任命なんですかね、どうなっているかわかりませんが、いずれにしても基本的な問題に非常に間接、直接的に影響がありますので、できる範囲でひとつ通信委員には、その簡保事業団の運営の現況などについて、国会で一々質問しなくても、ニュースだとかいろいろ出ているんだらうと思えますので、流していただくことをお願いしておきます。

いずれにいたしましても、まあこれで質問を終わりますが、簡保保険の事業というのは何となく国民全体の加入者に貢献をしないかならないわけですから、きょうの答弁は私さきわめて実は本当に不満なんです。初めの余裕金と積立金の問題も、局長は一步前進だと言ったけれども、それは確かに利子が有利になったという意味じゃ前進かもわからないけれども、そういう視点じゃないんですよ、私どもがとらえているのは、ですから、そういう意味からいいますと、今後さらに自主運用をやっていくような法律改正もしなきゃいけませんし、そしてまた預かっている、しかも民間保険のように大金持ちが入っているんじゃないかと、まさにもう零細の方々がたくさん入っているわけでありまして、少しでも保険料が安く十分な商品になるように努力をしていただくことをお願いいたします。質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(服部安司君) まあ、答弁は求められておりませんが、この簡保事業団の問題についていろいろと私も耳にすることがありますので、先般担当局長に、急激な膨張をした一つの事業団でありまして、今後の運営また基本的姿勢その他について再検討を命じて、本当に加入者事業の目的を達するようにしたいと考えております。また、今後とも御協力を願いたいと思います。また、運営の実態については、努めて国会に何かの方法で報告するように手配をいたしたいと、かように考えております。

○委員長(栗原俊夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。
午前十一時三十八分休憩

午後一時五十分開会
○委員長(栗原俊夫君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中野明君 質疑に入る前に、けさほど問題になっておりました、きょうからとうとう郵便貯金の金利も引き下げが実施されるわけですが、かねがね郵政大臣は、預貯金者の利益を守るために努力しているというお話でありましたが、この結果を見ますと、郵政大臣の努力の跡というものがどの程度出たものか、私も非常に疑問に思っています。御感想をお聞かせいただけますか。

○国務大臣(服部安司君) いまになって私も何も申される立場ではございません。結果から見ると、まことに遺憾であったと考えている次第でございます。

○中野明君 委員会の審議で、利下げの問題は連動してするのはどうかといういろいろの議論が非常に出ておりましたが、せめて最後の段階ででも、今回の利下げで銀行との幅をつけてもらいたかったというのが私どもの率直な感想でございます。済んだことをとやかく言っても始まりませんが、こういうことを参考に、今後やはり預貯金者の利益を守るために最大限の努力をお願いをしたいと思っております。

けさほど大森先生の御意見にもありましたように、この余裕金の問題につきましても、やはりこういう機会に、いつも大蔵省側の言い分に全部押し切られるのではなくして、余裕金の問題につき

ましてもこれはもう二十年越しの懸案事項でございます。やはり郵政大臣として、一つの大きなお仕事として、この余裕金の問題は積立金同様に取り扱われるようなそういう折衝をぜひしていただいて、性格的にはもうこれは同じものだということは終始一貫して変わらない郵政省の主張でもあります。私どもも同様に理解をいたしております。審議会はもちろんのこと、行管までそういうことについての意見を付されてからも非常に長いわけですが、大臣としてこしーいまだ五十三年度予算が決まったところですが、来年度に向かつてこれの実現をぜひ取りたいと、こういう決意で折衝される用意があるのかどうか、その辺伺いたい。

○国務大臣(服部安司君) 当然、所管大臣といたしましては、かねがね委員会でも御決議をいただき、また関係機関にも大変働きかけ、またわれわれにも力強い御支持の言葉をちょうだいいたしておりますわけで、私は御指摘の方向で最善の努力を払うのは当然の責務であります。五十三年度予算折衝に当たっても、私なりに関係機関ときわめて厳しい姿勢で交渉いたしました。もう端的に申し上げて、私は大蔵省のガードというものがいかにかたく、いかに強いかということに身にしみております。しかし、それでは私の職務である利用者保護、利用者の利益の増大ということにながらないわけでございますから、必ずいたしますという勇氣はちゃんとこのころもう出せなくなるほど厳しい闘いを続けましたが、今後一層の努力を払って御期待にこたえるべく考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○中野明君 歴代の郵政大臣の中では非常に積極的に勇氣を持って新しい問題に取り組んでいただいているというそういう感想を私も率直に持っております。その大臣から非常にいまさみしい話を聞きまして残念でございますが、勇氣を取り戻して、これは在職中の一つの大きな仕事として、今回は御承知のように進歩ローソンの問題も一歩前進の形になってまいりましたし、せめてこの

余裕金の問題だけはおれの郵政大臣の任期中に片づけてみせると、こういう決意を持っていただきたいと思えます。これは私の方から要望をいたしておきます。

それで、きょう、けさほど出ておりましたが、私、簡易保険郵便年金福祉事業団のことで主にお話を伺いたいと思いますが、けさほどの答弁では、この事業団のつくっておられます保養センターが全国で六十一カ所ですか、これは目標をどういうふうにして持っておられるんですか。一県に何か所設置したいというふうな目標があるんでございましょうか。

○政府委員(佐藤昭一君) お答えいたします。保養センターの設置につきましては、昭和四十年代の半ばからいわゆる経済の高度成長期に入っております。この時期におきましては、国民の生活水準の向上とか余暇時間の増大などによりまして余暇関連施設の需要が高まっております。このため、当時保養センターを各県二カ所程度設置することを目標として拡充を図ってまいりました。経緯がございまして、しかしながら、その後の社会情勢の変化によりまして、たとえば他の公的な類似施設の増加でありますとか、あるいは、いわゆる土地、建設費等の物価の上昇とか、あるいは環境の保全などに伴います開発規制の強化であるとか、こういったようなことが非常に出てまいりました。さらに、最近の高度成長から安定成長への移行というふうなこともございまして、全般的に宿泊施設というものがこの簡保センターに限りませず利用率が減少してくる傾向が現在見られるわけでございます。こういった中で、やはり私どももこの保養センターの設置という従来のあり方につきましても見直しを行っていただいているところでございます。

じゃ、これから先どうかということでございますが、やはりこういった問題につきましては非常に長期的なものでございまして、十分に加入者の御意向であるとかあるいは社会経済情勢などを検討した上で、今後いかにあるべきかということ

をさらに計画を策定してまいりたい、かように考えているところでございます。

○中野明君 そうしますと、一県二カ所を目標にしておられたんですが、状況の変化でこの目標の見直しをする、そういうことのようにですが、利用率は大体どの程度になっておるんですか、減少してきたと言われるんですが。

○政府委員(佐藤昭一君) 大体、この保養センターの利用率と申しますのは、最近のところ七〇〇程度というのが平均の傾向でございます。

○中野明君 これは民間を含めて、そういう宿泊施設の他のものと比べてどうなんですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 最近、観光地等によりましていろいろとやはり凹凸があるようでございますが、この七〇〇という数字はまだいい方だというふうに聞いております。

○中野明君 ついでにお伺いしますが、加入者ホームですか、全国で十三カ所ございますが、これの利用状況はどんなでしょう。

○政府委員(佐藤昭一君) 加入者ホームの方でございますが、十三カ所あるわけですが、これは内容的には長期ホームと短期ホームと分かれております。長期ホームの方につきましては大体満杯に近いという状況でございます。それから短期ホームの方につきましては八〇〇程度の利用になっております。

○中野明君 それで、この簡易保険の加入者なんですが、先日ちょっと沖繩へ行つたときに私も伺いましたんですが、沖繩県は非常に保険の加入者が本土に比べて少ないというんですか、理解ができていないというんですか、そういう傾向を聞いたんですが、状況はどうなっておりますか、全国と比べてみてどうなんですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 沖繩県は復帰以来、何かやはりこういった福祉施設というものを欲しいという御要望がございました。四十七年度以来いろいろと検討してまいつたわけでございますが……

○中野明君 沖繩県の加入者の状況。

○政府委員(佐藤昭一君) 失礼しました。

加入者の方の状況は、復帰の四十七年度以来、大体順調に推移しております。毎年、件数で七千件から八千件程度ふえております。それから保険金額で見ますと、八十億圓ないし百二十億圓程度、こういうふうな伸びでございます。五十三年の二月末現在の保有契約で申しますと、件数で三万七千件、保険金額で五百十二億圓と、かようになっております。

それで、これは全国の状況と比べてどうかというところでございますが、過去五年間の推移を見ますと、沖繩県の新契約の状況というのは、件数と保険金額ともに全国の総体の状況と比べて大体〇・二〇程度で推移しております。それから保有契約でございますが、これも着実に増加を見ておりますので、全国比も、件数、保険金額とも毎年〇・〇一〇程度増加してまいりまして、五十一年度末には件数で〇・〇六〇、保険金額で〇・一五〇というシェアを占めております。

○中野明君 どうなんですか。私お尋ねしたいのは、沖繩県は大体人口百万としますと、本土の類似的な県のいわゆる加入者の率と比べてみて、どの程度のおくれがあるように掌握しておられますか。

○政府委員(佐藤昭一君) まだ詳細の調査というところでは、加入者の動向というものを把握しておりませんが、いわゆる御加入いただいております件数あるいは金額という面から見ますと、ただいま申し上げましたとおり、保有契約高で見まして、大体五十一年度末で件数で〇・〇六〇、保険金額で〇・一三〇、こういうことでございますが、粗っぽく申しまして沖繩県の人口が大体百万、そういうたしなますと、約一〇〇倍という人口比になります。うか。そういうたしなますと、契約高がいま私どもの方で約五千万件ということからいたしまして、まだちょっと普及率の方は人口構成比率に比べまして相当差がある、かように見ております。

○中野明君 現地へ行つていろいろお話をしていると、一番出てくるのは、やはり保険が非常にお

くれておりまして、保険の加入者の増加に努力をしておりますが、なかなか沖繩の人の保険に対する理解ができていないというか、御承知のようにあちらは頼母子講というのですか、それが非常に盛んなところのようでございます。その辺でよく聞いておりますというふうなことを聞きまして、そういう面では、本省でもそういう実情はよく御掌握になっておると思いますが、先ほどの話に戻りますが、この保養センターあるいは加入者ホームですか、こういう施設は沖繩には現在あるんですか、ないんですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 現在のところ、まだオープンしたものはございません。ただ、現在計画の中に申しますか、現在設計中のものとしたしましては、那覇市にスポーツセンターと申しますか、まだこれは仮称でございますが、そういう施設を現在計画してやっております。

○中野明君 加入者ホームあるいは保養センター、これの計画はお待ちになる考えはあるんですか、どうですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 沖繩県におきましては、一応対象として検討した時期もございまして、昭和五十年に開かれまして海洋博を機会に一般の宿泊施設が非常に設備されて、若干宿泊施設の供給過剰さみだというふうなこともございまして、宿泊施設を主体とする保養センター設置というものにつきましては、必要性が乏しいのではないかといいことで、むしろスポーツセンター、こういったものの施設が非常に現地では不足しているということから、そちらの方を考えたわけでございます。

○中野明君 これは保養センターでお考えになつておられるようですが、沖繩は御承知のように離島が非常にたくさんありまして、いろいろ要望も出ておられるようですが、加入者ホームの点はどうお考えになりますか。これはなぜ私こういうことを言うかといいますと、いま申し上げておられるように、保険の加入者が非常に少ないということから、ただだけPRがはかされておるということから、

加入者が少ないからそういう施設をつくらぬということではないと思ひますが、もしそうだったら、これは考え方が逆じゃないだろうか。こういうのをよくてやはり保険のPRをやつてもらふというそういう意味から、やはり那覇とかいうように中心地ではなくして、少し離れた離島の先島の方にそういう計画をお持ちになつてもいいんじゃないかと、そういう気もするものですから、いまお尋ねをされているわけですが、その辺どうでしょう。

○政府委員(佐藤昭一君) 福祉施設全般に、沖繩の場合には復帰してからまだ日が浅いということもございまして、おこなわれていることは事実でございます。ただ、簡易保険の業務自体もやはり復帰後始めましたものですから、そういう面では沖繩県民の方々にそういう保険というものについての御理解というものがまだ十分に浸透していないこともあろうかと思ひつてございます。私もといたしましては、復帰後そういう簡易保険の業務を開始いたしましたから順次体制というものが整備し、いろいろと力を入れて、いまのところまず順調な進み方ではないかと思つておりますが、その点は先生のおっしゃるとおり、なおPRという点につきましては、十分に努力をする余地があるかと思ひますので、十分配慮してまいりたいと思ひつてございます。

ところで、ただいまお尋ねの加入者ホームということでございますが、これ全般的に加入者ホームというものの、特に長期加入者ホームというものにつきましては、この施設の性格上、非常に利用者が長期に御利用になるということで固定されて、利用の均てんが図られないというような傾向がございまして、いろいろと議論もございまして、最近ではこれの増設というものをいたしたいないわけでございます。したがって、この加入者ホームというもののについては、またこれから国の老人対策の進展というふうなものも考えながら慎重に検討していかなくやらないと思つておりますが、当面、加入者ホームというものの増

設というものにつきましては私ども方針を持っていないわけでございます。沖縄の場合におきましても、加入者ホームというものはちょっといまのところ検討の対象にいたしかねているということでございます。

○中野明君 私、お聞きする範囲では、当初は非常に加入者ホームに重点を置いて設置をしてこられたのが、途中から保養センター重点に変わってきたと、こういう経緯があるように伺いをするわけですが、確かに保養センターという趣旨は私もわかるわけですが、そうかといまして、加入者ホームというのは、やはり事業団設立の趣旨から言いますと、事業団法にも一番最初にはやはり老人福祉施設と、このようにうたわれております。非常に重要な仕事の柱だろうと思うのですが、何か事業団そのものが経営というのですかね、そういうことで営業に走ってしまつて、本来の、福祉事業団ですから、その趣旨から外れてきているんじゃないかという心配もしております。特にこの問題では、すでに保険局でも御承知かと思いますが、郵便年金が最近全然加入者がいないのかと思つて、かなり高齢の方が郵便年金にお入りになっているケースがあるように聞いております。そういう人たちの実情を見てみますと、やはりホームに入りたいという理由があるやにも聞いておるのですが、最初に郵便年金の加入者の状況をちょっと……

○政府委員(佐藤昭一君) 郵便年金の契約状況ですが、御承知のように四十三年の九月から積極的な勧奨を差し控えている関係もございます。保有契約高は年々減少しております。五十二年十二月末現在で申し上げますと、件数が十一万四千件でございます。年金額で二十三億二千五百万円となっております。それぞれ前年同期に比べまして約一二割程度の減少、大体減少傾向でまゐっているわけでございます。最近におきましては、そういうことで積極的な勧奨をいたしておりませんので年間十件前後と、こういった御加入の状況でございます。これから、じゃどうするかというこ

ともございますが、やはり年金の契約というのは、四十三年当時積極的な勧奨を見合はせましたときの状況からいたしますと、やはり経済情勢の変動に弱いと申しますか、こういったことで需要が非常に減少してしまひまして、そこで積極的な勧奨を控えるということになったわけでございます。

インフレに弱いというこの弱点というものはやはり今後なかなか一つの問題であろうかと思ひますが、一方で、最近のいわゆる高齢化社会の到来と申しますか、そういったこともございますので、これから先、諸外国の年金制度というものが調査を現在やっておるところでございますが、わが国におきましても、これからの全体の福祉制度、年金制度の中で、そういった任意年金というものがどういふ役割を持つべきか、また持てるか、やっていけるかどうか、こういった点につきまして十分に検討をしてみたいと、こういう状況でございます。

○中野明君 この数年の新規加入者は、大体何人ぐらい数字でつかんでおられるのですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 過去三年間と言ひましても、四十九年度からの三年間で申し上げますが、四十九年度が七件、五十年が十件、五十一年度が十七件という新規加入の状況でございます。

○中野明君 これは、伝えられるところによりますと、こういうPRも何も全然しておられない、もう受け付けをできればとめたいんじゃないかというふうなそういう年金に、わずかながらでも入っておられる理由はどう掌握されているんですか。

○政府委員(佐藤昭一君) いま申し上げましたように、大体年間十件前後ぐらいのところ、この数年間推移しているわけでございますが、これも特別に調査はいたしておりますので御加入の動機につきましましてはつきりしたことは申し上げられないわけでございますが、加入年齢が高いということがございます。大体五十一年度、平均七十一歳というふうな状況でございます。そういった点から見ますと、ただいま先生御指摘のように、加

入者ホームの加入資格を得ることを目的としている方も相当いらっしゃるのではないかと、うううに推測をしております。

○中野明君 確かに、こういう時代で、貯金の利子が下がつても、大変問題になって、目減りをすると、このことで国民の皆さん方は敏感になると、恐らくきょう郵便貯金の利子がやはり下がると、二、三日前からかなりまた郵便局にも殺到しておられたのではないかと想像するわけですが、それとも、そういう時代に七十を超えた人がなぜ目減りを覚悟で年金に入つてこられるかということなんですね。その辺を考えたときに、先ほど私が申し上げておるように、加入者ホームというものの必要性、これをふやす必要があるんじゃないだろうか。確かにこれは事業団の直接の仕事とは言えない面もありましても、福祉事業団としてつくられて、老人福祉施設をつくる、こういうふううたわれておる以上は、そういう事実もよくくらんにあって、そして加入者ホームを新しくつくって、そしてそういう要望にもこたえていくと、こういう姿勢があつてしかるべきじゃないかと思ふんですが、いつごろからこの加入者ホームをつくることをやめておられるんですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 四十一年度で新設いたしましたのが最後でございます。その後は設置をしてないわけでございます。問題は、先ほどちょっと申し上げましたが、この加入者ホーム、まあ実質的にはいわゆる老人ホームという性格をこの加入者ホームの中の長期ホームが持つておるわけでありまして、先ほど申しましたように、結局一人の加入者の方がそこへお入りになる、これは世帯用もございまして、そういう場合には、やはりずっとその老後をそこで送られるということ、非常に長期に固定される、これは老人ホームの特質としてやむを得ないことかと思ひますが、やはりこの福祉施設というものが相当の経費を投じまして比較的安く御利用いただいているという形もございまして、できるだけそういう広く加入者の方々へ御利用いただくという趣旨からいたしま

すと、非常に固定するというところでいろいろ批判もございましたし、議論もございました。そういった点からいたしまして、むしろ加入者ホームよりは保養センターというふうなもので非常に広く回転が速く御利用いただくもの、これもやはり御利用いただいております加入者の方々、あるいは加入者の方で満杯にならない場合には一般の方にも御利用いただく場合もございまして、こういった御利用いただく方々の年齢層を見ますと、相当やはり老年の方々の御利用が保養センターの場合も多いわけでございます。そういった面からむしろ保養センターの方に力を入れてまいりたいというのが実情でございます。やはり利用の均てんということが一つの問題としてあるわけでございます。

○中野明君 私、保養センターを否定するものでも何でもございませんで、保養センターは保養センターとしての役割はあると思うんですが、当初老人ホームですか、この加入者ホーム、これから出発をされたその趣旨というものをやはり途中で放棄してしまつて、そして利回りというんですか、回転のいい方へだけ回つてしまつていく考えは、え、や、やはり事業団の持つてくる性格からして、特に国全体から見ましても、人口の老化というものはこれはもう避けて通れない一つの大きな問題になってきております。そういう面でも、もちろんこれは所管は、厚生省がそういう福祉対策は重点に所管する役所でございますけれども、やはり事業団の設立の目的からしても、そういう老人の福祉施設と、こういうことをうたわれている以上、やめてしまつていくのは私は時代逆行しているんじゃないだろうか、そういう感じを持つ一人でございます。

そういう意味で、人口の老化というのは非常に進んでおりました。私も驚いておるんですが、日本全国の十傑を見ますと、特に過疎地域と言われている地域は、年少人口の十四歳以下に対して、六十五歳以上の比率というのが指数で六〇近いところも出てきておるような状況であります。

とてもとても老人対策というのはあらゆる面から進めていかなければならない問題だと、このように思っております。そういうときに、せっかく事業団の趣旨にもうたわれているのに、当初の出発で十三万所はつくったけれども、どうもこれは固定していかぬということとで保養センター一本やりに変わってしまった加入者ホームはもう全然つくらないと、こういう時代逆行のような考え方、それではせっかく事業団をつくっても意味がないんじゃないかというふうな気もするわけですが、その点、考えを当初に戻して、高齢人口のふえていくという時代に対応して、加入者ホームをつくるという考えをやはり持つてもらわなきゃならぬのじゃないだろうか、こういう気がするわけですが、何か固定するおっしゃっていますけれども、そんなに三十年も四十年もという問題じゃないと思いますし、いまのお話で七十過ぎて入ってこられる方ということになると、もうそれは余生というのはいくつかあるものだと思いますし、そういう点考えていきますと、これは固定するからいいぬとして、加入者ホームを全然つくらなくなってしまうと真意を私は理解しかねているわけなんです、将来の方向として、これはぜひ加入者ホームはつくるべきじゃないかと、私はこういう考えを持っておりますが、郵政大臣、どういうお考えをお持ちでしょうか、ちょっとお伺いしたい。

○国務大臣(服部安司君) この加入者ホームは、私はある面から考えると御指摘とおりにだと思っておりますが、長期滞在者が意外に多いのと利用者の均衡を保つ上においてはちょっと問題があるわけなんです。国の社会福祉で老人ホームが各地にずいぶん整備されていますが、私は、先ほど大森先生の御質問にお答えしたとおりに、事業団は歴史が浅い割りに施設が急激に膨張したのでいろいろと矛盾点が出てきていることは事実でありまして、これをどのような方向づけをするかという点を強く担当局長に指示いたしまして、いま検討いたしております。だから、これを全部短期にすることがいいのか悪いのか、まだこれは結論

は出ていませんが、私は、長期の方であればやっぱり国の社会福祉に基づいていわゆる老人ホームへと交代にいろいろな方に御利用いただいて、何日間かそこで休養、保養をされて、また心新たに自分の家に帰るという方法に持っていくのがいいか、非常に悩んでおりますが、先ほど申し上げたとおり、速やかにこの結論を出し、そういう方向づけをしたいと考えておりますので、その点御理解を賜りたいと存じます。

○中野明君 そうしますと、この「業務の範囲」に書かれております「老人福祉施設」というのは最近ではもう全然つくられてないということなんです、そうすると、もうこの範囲から外す考えなんでしょうか。それとも、やはりこの趣旨、「業務の範囲」を生かして、いま大臣のお話にもありましたように、たとえ短期なら短期でもつくっていく気持ちがあるのかどうか、その点。

○政府委員(佐藤昭一君) 結局、いまあるものはそのまま存続して運営しているわけでございますし、また現実にお入りになっている方、特に最初から、終生ずっとそこで暮らされるつもりでお入りになっている方に、どうのということもできませんし、これは従来どおり存続をしていく、運営をしていく。また、短期等でも、まあ短期と長期が併設でございますけれども、そういうところでは非常に需要の高いところは、ところによっては増設といえますか増築するということではやはり御利用の枠を広げるというふうなことも配慮しているわけでございます。

したがって、それを設置して、またさらに運営していくという点におきましては変わらないうわけでございますが、ただ、いままで申し上げましたように、いま当面さらにこれを増設していくということについては現在その考え方は持っております。また、今後におきましてはあとうだといふことになりまして、いま大臣からもお答え申し上げた点がございます。よく検討していかないと、かように考えておるわけでございます。

○国務大臣(服部安司君) 部内で大臣と局長が見が対立しているというふうにとっていたかならないで、ちょっと聞いてほしいんですが、きわめておどろきの答弁で、それではずっと永久に不公平が生ずるじゃないかと。私の言っているのは、検討を命じたというのは、たとえば短期で幅広く御利用いただいて普遍的に使ってもらう。これが都合よく効果を上げるならばこの法律に基づいてどんどんつくってもいい、これ、長期とは書いてないんですから。

いま一つは、たとえばそういった条件で長期御利用されている方々が、これはやっぱりいま局長言ったように出ていけというわけにいきませんから、これは方向づけができた場合には、国、厚生省とよく連絡をとって、最近の老人ホームはきわめてすばらしいものですか、むしろ加入者ホームよりうんといいと私は考えておるんですが、そういうところにお移りを願うような取組をする。いろいろと私は先ほど来申し上げておりますとおり、真剣にこれは再検討せないと、この時点でこういった状況になると非常に不公平が生ずるんです。いまの局長の答弁はこれはもう不公平を助長することになるわけですから、ひとつ先ほど来申し上げたとおり真剣に簡易事業団のあり方そのものに鋭くメスを入れて、どういう形の方向づけをするかということを検討いたしますから、これはもう加入者ホームだけでなく、すべての保養所についてもいろいろな点についてこの辺で見直して方向づけをびしりしないと、先生方にもいろいろと御不満を生じまじょうし、御不審の点も起きてくると思えますので、もうすでに気がついておりますのでしばらく時間をおかし願いたい、かように思います。

○中野明君 いまの大臣の御答弁で一応了解はしますが、当初から、加入者ホームをつくれれば、やはりそこに入る人は固定するということこれはもうわかり切っておることです。それを何年か計画で十三万所つくって、それきりばたとやめてしまっている、そういう非常に首尾一貫し

ないやり方そのものにも問題があるんじゃないだろうか。やはり当初の趣旨をそこに持たれたんならそれを貫いて、やはり加入者に、これは一部の人であっても、それだけのことを簡易保険として事業団を通して国民の皆さんにPRを含めて還元いたしておりますと、そういうやはり重大な説明資料にもなるわけですので、その辺を含めて御検討をお願いしておきたいと思えます。

それは、時間がございませぬので次の問題に移らしていただきたいと思えますが、簡易保険の犯罪状況ですね。これちょっと私の国元の——これまた国元で事故ばかり起こって申しわけないんですが、こっちはせいじやないんですが、高知県の赤岡というところで簡易保険の詐欺事件が起こりまして、この間もちょっと当委員会でも申し上げましたが、いわゆる監察の姿勢ということで申し上げたんですが、この赤岡の部外者による保険金の詐欺事件ですか、これはもうどう状況になっておりますか、改めて全貌をお聞かせいただきたいんです。

○説明員(日裏泰弘君) では、事件の概要について申し上げます。

この事件は、部外者十一名が遊興費欲しさから架空の傷害事故を装って入院保険金を詐取することとを企てまして、昭和五十年九月から昭和五十二年七月にかけて各人がそれぞれ簡易保険に積極的に加入し、何ら傷害を受けていないにもかかわらず、不慮の事故が発生したと偽りまして医師を欺いて長期入院したとして、郵便局において入院保険金を詐取したという、こういう事件でございます。その被害でございますが、合計二十七口で一千三万円ということになっております。

この事件の捜査につきましては、昭和五十二年一月に高松の地方簡易保険局から、被疑者らの入院保険金の支払いに關しまして犯罪容疑があるという旨の通報が四国の郵政監察局へございまして、これによりまして同監察局の高知支局で調査を開始しましたところ、同年七月、保険金詐取の容疑が認められましたので、直ちに高知県の赤岡

警察署に協力依頼しまして捜査していた次第でございます。

なお、この被疑者の逮捕取り調べ等につきましては警察で行っておりまして、赤岡警察署におきましては、この被疑者十一名全員を五十三三年三月十五日までに詐欺罪で高知地方検察庁へ送致いたしております。この被疑者十一名中七名が三月十八日までに起訴処分となっておりまして、残り四名は現在のところでは処分未済というふう聞いておるわけでございます。

○中野明君 いまの犯罪で私一つ気になっておりますのは、けがをしていないのにけがをしたと言つて医者に証明書——恐らくこの保険金をお支払いになるときは医者の診断書というんですか、証明書がなければ当然お払いにならないと思ひます。そういうことで、医者の診断書にうそがあったのではないかと心配をする一人なんです。その辺はどうだったんでしょ。

○説明員(日裏泰弘君) ただいまのお尋ねは、この保険金の支払いに際しての御質問だと思ひますが、この入院保険金の支払いをするに当たりましては、保険金の受取人から郵便局の窓口へ保険金の支払い請求書、それから保険証書のほかに被保険者の入院についての医師の証明書、いま御指摘のありました医師の証明書、それから被保険者の入院が不慮の事故等によるものであることを証明するに足りる書類といったようなもの提出を求めまして、それらの書類に基づいて、一応この保険金の支払い要件を備えているかどうかということとを審査した上、保険金の支払いをするということになっていくわけでございます。関係の郵便局のいま申し上げたような点につきましてはいろいろ調べてみたわけでございますが、やはり相当郵便局では、その書類面では特に異常は認められなかったということにござります。その段階で、これが医師を欺いて診断書を持ってきたというふうなことはわからなかった、こういうことになっております。

○中野明君 それじゃ、犯罪の容疑が察覚する直接の動機になったのは、どういふことが動機になったのですか。犯罪の容疑ありという直接の動機ですね。

○説明員(日裏泰弘君) 大体、郵便局でそういう請求がござりますと、通常払いとか即時払いという方法がござりますが、それをやりまして、地方簡易保険局に書類が回ります。それで、地方簡易保険局でその内容につきましてしさいに検討いたします。審査いたします。その段階で、これはちょっとおかしいじゃないかというふうなことがござりますと、やはりこれを監察の方に調査してほしいという旨の先ほどちょっと申し上げました通報がござります。その通報を受けてから監察は調査に入る、こういうことになっていくわけでございます。

○中野明君 いや、書類が全部そろつておつて、これはおかしいという判断は、何を根拠にそういう判断をなさるのか、その辺がちょっとよくも素人であるからぬのですが、書類を見ただけで、地元郵便局ではこれは大丈夫だということを通じて、それで保険局の方ではこれはおかしいというこの判断の根拠はどこにあるんですか。何を根拠にそういうおかしいという判断が出てくるのでしょうか。

○政府委員(佐藤昭一君) ちょっと補足みたいなことでござりますが、郵便局の方に、そういう事故等あるいは入院等ござりまして保険金の請求がございました場合には、当然各種の診断書あるいは事故の証明書、こういったようなものがついてまいるわけでござります。そこで、そういう請求書類を見まして、十分に見ました上で受理をいたしますが、特に契約後短期間にそういう事故が起つて請求がある、あるいはまた保険金額が高額である、こういった場合には郵便局の方も慎重に扱ひまして、即時払いをいたしませんで通常払いという手続をとりまして関係書類を地方簡易保険局の方に送る。それで、地方簡易保険局の方にござります。その請求書類につきまして慎重

に審査した上で支払う。こういう大事はとつていくわけでござりますが、今回の場合には、そういう審査をいたしましたけれども、書類が整つていくというところで、結果的にはその大部分につきまして地方簡易保険局の方で支払い通知を出す、こういった形になったわけでござりますが、具体的に、本件につきましては地方簡易保険局の方で、このうちの一件につきましては疑義ありというところとで監察局の方に通報をして調査を依頼したというふうに聞いております。この具体的な事実がどういふところに疑義があったかという詳細につきましては、私も実はまだ承知しておりませんので御了承を願ひたいと思ひます。

○中野明君 私が心配しますのは、犯罪を起した人は悪い人ですからこれはもう特殊の人だろと思ふんです。私がこの問題でいま質問いたしておりますのは、結局、疑義があるという判断の根拠なんですか。けれども、何か保険に入った、短期間の間に事故を起したら、これはみんな疑義があるというふうなことで監察へ全部回して犯罪者扱いで調べる、こういうことになると、これは保険加入者には大変迷惑もかけるし、保険の信用にもかかわつてまいります。その辺を心配するわけであらう。だからこういう事件が起つて、払つてしまった後から、監察から調べてわかつたというのです。何かどうか犯罪を犯しているという根拠をつかまえられる、何かこう疑義があるという、どういふところに疑義があつてそういう判断を下されたのかという辺が非常に私は心配で、たとへ言へば、私が入つて、あしたけがしたら、これはおかしいと、こういうふうな一律に言われたらたまたまぬということなんです。そういうことになる、やはり保険に入る人の足が鈍つてくるし、ときどきそういうことも聞かれます。非常に疑つて見られる。これはそういう民間保険にも同様のことが言えると思ふんですが、特に簡易保険は国がやっているものですから、そういう点で、その面の心配があるから、いまだこういうこと

か、その辺を掌握しておられたらと思つてお尋ねしているのですが、意外に中央の方での掌握がね……、よろしくどうぞ。

○国務大臣(服部安司君) 短期間に同一人物が同じ局でずつづつと出しているのですね。これではちょっと不思議だと簡易保険局が認定しまして四国監察局に捜査を依頼したということなんです。きつめて短期間に十一人がずつづつと同じ局で、同じ病院で、またやつた、またやつたやつたもので、それからそれは当然疑義を持つと思ひますので、決して御指摘のすべての——短期間に事故が起きている、これはもうあり得ることですから、そのための保険ですから、すべての方にういったことを適用いたしております。どうぞその点は御安心ください。

○中野明君 局長からそういう明確な御答弁を私はいただきたかつたわけですが、私どもも心配するわけですから、そういう点、それさえはつきりしておれば一応安心するわけです。

ほかに、関連してお尋ねしておきますが、保険の犯罪事故というものは大体どの程度年間にあるものなんでしょうか、監察の方でわかりましたら。

○説明員(日裏泰弘君) 保険関係のただいまの傷害入院保険金詐欺事件の件数でござりますが、これは五十年におきましては五十六件ござりまして、五十八人検挙しております。それから、五十一年度におきましては八十三件ござりまして、七十七人検挙ということでござります。五十二年度はまだ完全に整理しておりませんけれども大体横ばいじゃないかならうか、かように考えているところでござります。

○中野明君 時間がござりませんので以上で終わりますが、犯罪事故はこれは絶滅しなければならぬと、犯人の検挙も当然精力的にやつていただかなければならぬ。しかし、いま私が申し上げておりますように、そういう犯罪が起つてくる余りに、保険に入った善意の人たちを傷つけ

るようなそういう疑いを持って捜査をせられないように、その辺は特に注意をして今後運営をお願いしたいということが私の申し上げたかったこととございますので、よろしくお願いしておきたいと思ひます。

以上で終わります。

○審判タケ子君 それでは、皆さんもおっしゃいましたけど、きょうから郵便貯金の金利引き下げが断行されたわけです。国民の目から見ますと、いろいろな御意見がありますけれども、こう短期間にたたび、しかも運動的に利下げがやられるということになりますと、政府機関がやられる郵便貯金ということとで国民の皆さんからはやはり民間金融機関とは違う一種の信託性という信頼性というものがあつたのが、これはそういう点では大きく損なわれたのではないかと思ふわけです。そういう点では、国民のための郵便貯金と常々おっしゃっておられるわけですから、全く口先だけじゃないかということに国民の立場からは受け取れないを得ない、きわめて残念だと思ひます。この問題を中心にしたしませんが、私は、郵便貯金にもそういうことになっておるといふことになりまして、郵政省が扱ってられる簡易生命保険ですね、これについても、少なくとも法律に基づく、簡保法に基づく簡易生命保険が同じように国民の信頼を失墜してはならない、そのことが非常に大事な点ではないかというふうに思ふんです。

ですから、まず最初にお伺いしたいと思ひますのは、これは法律に基づく簡保の財政運営についての基本的な構えというんですか、基本姿勢というふうなところはどこに焦点を置いて運営をされておられるのか、その点、最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤昭一君) 簡易保険事業の財政の運営ということでございますが、まあ事業の運営全体、同様の趣旨でございますが、やはり広く国民の方々に一般にできるだけ安い保険料で生命保険のサービスを提供する、これが基本精神でございます。

まして、その趣旨ののつとて保険を運営している所存でございます。

○審判タケ子君 何でそういう聞き方をしたかと言ひますと、まあ生命保険というのは、民間の生命保険でもそうでございますが、平均寿命が非常に長くなったというふうなことで、これは生命保険会社というのは非常に財政運営というのは非常に難しいです。ずいぶん運営のやりやすい事業ではあるわけです。簡易保険もその例に漏れないと思ふわけです。そこで、どういふところにポイントをおいて考えているのかなあというところで、一つは、これは午前中大森先生もお触れになつておられます、民間の生命保険の利回り、それから簡保の利回りというのは明らかに差がありますね。これは五十一年度で見ますと、民間生保の平均の利回りは五十一年度は八・一四で、それから簡保の利率は七・一四で、一割内外の開きがあるわけですね、利回り率にね。ですから、財政運営あるいは事業の運営等、いわゆるいま局長がおっしゃつた、「なるべく安い保険料」「簡易を利用できる」というこの目的、さらには「営利を目的としない事業」と第二条には書かれておりますけれども、そういう点を踏まえて、運用利率というふうな点では民間との間に一定の差を意識的にちゃんと設定をしてやっておられるかどうか。その辺のところを目標を定めておられるのか、そのことについて伺いたい。そうではなくて、いや民間生保と同じように、競争するようにも努力をしてがんばるんやというんなら、それはそういうことで理解をしたいわけなんです、で、それから、特に私、財政運営と申し上げた、財政運営のポイントというふうなところが、法律の定めおの精神に基づいて何らかの目標をお持ちになつておられるかどうか、この点をお伺いしたいわけなんです。

○政府委員(佐藤昭一君) まあ目標というところでございますが、やはり簡易保険もいま申し上げましたような趣旨ののつとまりまして、加入者の利益

の増進という点におきましては、できるだけ先ほど申しましたように安い保険料という精神は貫いていくつもりでございます。それで民間と比べて運用利回りの点があるではないかということでございますが、これは沿革的なものもございまして、簡易保険の資金の運用というものが戦時中大蔵省の預金部に一たん吸収されて、戦後二十八年からまた自主運用が再開されている。再開の当初はやはり運用の幅が非常に狭かった。それを今日まで多年にわたり種々努力しながらその運用範囲を拡大をしております。できるだけ加入者の利益に還元をしてみたい、こういう趣旨で努力をしてみたい、ということでございます。

したが、いま、まあ目標として、じゃあその民保と競り合つて、あるいは民保を超えてやるのかというお尋ねでございますが、私もいまそういう点について乗り越えるとかなんとかいうことではなくて、やはりこれは簡易保険と民間保険というものがお互いに切磋琢磨して、お互いにより刺激を与え合ひながら相ともに運営していくという立場で、やはり国営保険として、その点で余り激しい競争と申しますか、こういうたものはやはり節度をもつてやってみようというところでございます。

運用の利回りにつきましては、御指摘のように五十一年度ですと一割弱の差がある。五十二年度におきましては、民間の方は、新聞の報じるところによりましては、若干利回りの低下というものが見られてきています。簡保の方は幸いにしてまあ若干ストックの関係で金利低下に対する対応というものが、反応といひますのが、若干まあ民間ほど敏感ではないかもしれませんが、したがって五十一年度あるいは五十二年度はまだ余り大きな影響を受けていないということでございます。これから先は次第にそういう金利動向の影響を受けて、やはり現在の低金利時代でございますと、金利の低下を来してくるという点におきましては、さらにこの民保との差を縮めるべく私どもの方も

運用利回りの向上という点について努力をしていかなきゃならないと、かように考えておるわけでございます。

それは、制度につきましては、それぞれ民保と簡保ではいろいろと扱いの面で違いがございまして、一々並べると時間もかかりますので省略させていただきますが、先ほど先生もおっしゃいましたように、やはり国営で非営利であるという点から、まあ税という面からいいますと、こういった課税の関係は相当免除をされている面もございまして、実質的にはいろいろとそういう点もあつたわけでございますが、やはり利回り向上ということは何をおいても図つていかなきゃならないというのを当面考えておるわけでございます。

○審判タケ子君 民間生保というのは、まあ新しい商品などを次から次へお出しになつて非常に激しい競争がなされていくわけですね。そういう中で、いわゆる国営の生命保険がさらに競争するといふようなことは、これは私は好ましくないと思ふのです。しかし、競争することは好ましくないからといって、掛金が安くて、簡易に利用できてということなんだけれども、安からう恵かろうじゃ困るんです。国民にとつては、その点で、これはたまたま運用利回りというものが、五十一年度をとりまして一割余りの違いがありますけれども、まあ一割というのには大きいわけですね。ですから、そういうところにひとつ焦点を当てて、競争を避ける意味でそういう点を特別にお考へて持っているのかという点、一つは疑問としてあるならば、これは運用基金等の運用については法律の定めに従つておるためにたまたまこういう違いが出てきているんだというところであれば、これは午前中からも言われておりますように、改善の方途というものを積極的にやはりとりまさんと、安からう恵かろうでは加入者、国民に対して責めを負えないというふうに思ひますので、その点を明らかにしたかたわけですね。客観的にはなおそういう状況というのは残っておりますし、そ

ういう点で大臣、この点は安からう悪からうでい
くようなことにならないように格段の私は努力が
要るんではないかと思いますが、その点、御見解
だけお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) 国営企業で、せつかく
国民の立場に立つて、法律ではっきりと利益を上
げてはならない。この趣旨から言つても安から
う悪からうではこれは何の意味もないことであ
りますので、御指摘の問題は、十二分にそうい
法律の趣旨にも沿えるような保険制度に持つてい
くように最善の努力を払つてまいりたい。

いま一つは、なるべく安く保険を供与したいと
いう言葉の裏に、私は、やはりこの資金運用に当
たつては確実、有利で、国民に支払いの期間の
ときにはいつでも有利な条件でお支払いできるよ
うな保険をつくるのも一つの大きな目標にせねば
ならないと考へてゐる次第でございます。そう
いふ御趣旨は十分に踏まえて今後も努力を続け
てまいりたい、かように考へております。

○香取タケ子君 次に、加入者の取り扱いのうち
で団体取り扱いの分ですね。これについてお聞き
をしたと思ひますが、資料をいただきますと、
四種類の団体の取り扱いがあるようですが、これ
についての運用はどのように運営をやられてお
るのか、ちょっと簡単に聞かせをいただきますか
と思ひます。

○政府委員(佐藤昭一君) 先生おっしゃいました
四種類と申しますのは、保険料の払い込みの団体
の形態別という資料のことかと思ひますが、その
種類の中では、これはその団体の性格別に分けて
いるわけでございまして、職域団体、それから地
域団体、それから地域団体、同業組合団体、それ
から同趣同好団体、こういうふうな分け方をし
ておるわけでございまして、団体という点におきま
してはいずれも同じ態様だというふうに私も考
へております。

そこで、団体というのは、やはり十五人以上の
方が御加入になっておる団体を団体扱いにする
ということ、郵便局にお申し込みをいただきまし

た場合にそういった団体取り扱いを郵便局で審査
をしてやっておる、こういうことでございませ
う。

○香取タケ子君 運営。
○政府委員(佐藤昭一君) 団体の運営でございま
すが、その場合に団体扱いということとございま
す。その団体の代表の方が一応責任を持って、
毎月の保険料というものをその団体の加盟の方
から、構成の方からそれぞれ集金いたしまして、取
りまとめて郵便局の方に払い込んでいただく。こ
ういふ形になるわけでございまして、それに対し
て、そういった団体の取り扱いをすることに
まして、まとめて払い込んでいただきますために
局側の集金事務が軽減される。それからまた、そ
ういったことから保険料の払い込みの延滞とか失
効とか解約の防止という面で、いわゆる私も契
約の維持と申しておりますけれども、そういったメ
リットがございまして、保険料の割引というこ
とをいたしまして七割の割引をしている、こうい
うことでございませう。

○香取タケ子君 そうすると、七割の割引をして
おられるわけですが、これは総額にして、いた
だいた資料によりますと五百九億ですね、五十一年
度、団体割引の総額が、七割分ですね。で、加入
者の総数の中でこの団体払い込みの比率という
のはどのくらいになっておりますか。

○政府委員(佐藤昭一君) 件数で、全体の契約の
額から申しますと、件数では三四・二%、それ
から保険料で申しますと三九・三%、これだけ団体
加入の契約が全体に占めておるわけでございま
す。

○香取タケ子君 それでは、いまお話しになりま
したように、団体払い込みの率というのが保険料
総額に対して三九・三%、約四割近いのが団体扱
いになっておるわけですね。
ちょっとその前に具体的に聞きたいんですが、
同趣同好団体という団体扱いと、それから地域団
体という団体扱いと、これはどんなふうな運営さ
れておるのか、もう少し御説明をいただきたい。

○政府委員(佐藤昭一君) 先ほど申しました分類
の中で同趣同好団体というのがございませうが、こ
れはまあ一つの趣味と申しますか、例を申します
と、旅行であるとか、あるいは観劇であるとか、
あるいは人間ドック——これは趣味というよりは
目的になります。これを結成してその保険料の
割引を受けたものをそういったものに充ててとも
に楽しむ、あるいは利益を受ける、こういったこ
とを目的としてつくられておる団体でございま
す。地域団体と申しますのは、一般的に申しま
すと、たとえば町内会であるとか、あるいは婦人会
であるとか、あるいはまたPTAであるとか、こ
ういったような方々のお集まりと、かように理解
しております。

○香取タケ子君 そうすると、新規加入者の勧誘
の場合に、団体扱いというこういうケースもあり
ますというの、すべての会員、加入者の方々に
PRはきちっと行き届いておるのか。その点どう
ですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 保険に御加入をお勧め
します場合に、やはりそれぞれの御加入者の方の
いろいろな御事情等もございませうし、あるい
は置かれておる立場等もございませうし、そう
いった点で、こういう団体がありますからそうい
うところにお入りになれば団体扱いという形がと
られますというところは、それぞれ周知はして
いるというふうには私も理解してゐるわけでござ
います。

○香取タケ子君 私、不思議でならないのは、み
んなPRがちゃんとやられていたら、いま金額に
して四〇%、四割近いわけでしょう。六割の方
は団体加入をしてないわけでしょう。団体加入
したら掛金が七割安くなる、そうでしょう。団体
扱いをすれば七割安くなるというところが皆さん
わかりだしたら私も普及したはずだと思ふん
です。その点ではPRはどうなつておるのか
と、こう思ふわけですよ。だから、もしこれが加
入者にずっと周知されれば、しかも同趣同好団体
なども含めてやつかれるというんなら、もっ

と私はたくさんの方々が御入りになるんじゃない
かと、そういうふうな思ふので、そのことをちょ
っと特にお伺いしたんです。
時間の都合もありますから、そのことはまた後
ほど触れるといたしまして、その同趣同好団体と
いう団体扱いの場合、七割の団体割引をして、そ
れで私のお聞きをしておりますところでは、旅行
だとか観劇だとか人間ドックだとかいう、いま
おっしゃつたような行事をするのに五割をお使
いになって、それから掛金の徴収等の事務費に二割
を使つておる、こういうふうな私に私ども身辺で
聞いておるんですが、事実はどうですか。

○政府委員(佐藤昭一君) 一般的に、団体の場合
におきましては、その割引保険料のうちの二割を
その集金等の団体運営経費に充てるとい
のが通例でございませう。

○香取タケ子君 それでは、この七割の割引料の中
で、五割で行事をするというわけですが、この団
体支払いの中でちょっとお聞きしたいのは、特に
同趣同好の場合について聞きたいんです。たと
えば、そういう観劇だとか、それから旅行だ
とか、そういういわゆる五割分の行事に対しては、参
加率というのはこの同趣同好の団体扱いではどの
程度になっておるんですか。おわかりになれば、平
均はどのくらいで、うまいこと運営してるとこ
ろは最高何%くらいまでいっている、少ないと
ころは何%くらいかというふうなことがわかれば
ちょっとお聞かせを賜りたい。

○政府委員(佐藤昭一君) これは、それぞれ団体
の中でいろいろと運営を自主的になさつていら
っしゃるわけでございまして、どの程度の参加率と
いうことは私も把握いたしておりません。ただ
問題は、そういった団体につきましては、やはり
常時そういった行事を目的として、たとえば旅行
なら旅行というものを目的として結成されてお
る団体で非常に参加者が常に多いこと、これは、や
はりその団体自体の目的というところからいしま
して少し団体性が希薄になるんじゃないか。こ
ういった点におきまして、そういう不参加者が

常態的に多いという団体は、私どもの方もその団体の性自体についていろいろと御相談し、またお願いをしまして、そういった団体性というものの存続といえますか、そういった目的に沿った運営ということをお願いしているわけでございまして、逆に申しますと、不参加者が常に非常に多い、極端なことを言えば半数を割ってしまうというふうなことであれば、そういった旅行団体という性格ではないんじゃないかということ、この同趣同好団体の中でも、私どもそういった旅行とか観劇とか、あるいは人間ドックというものを除いたその他の団体の中で、リベート団体というふうな言葉を使っておりますけれども、金を結局返すといいますが、そういったことになるようなものとして若干の規制を加えていると、こういうことでございます。

○参院タケ子君 私、ちょっと不思議だなと思うのは、局長のところでそういう催しについての参加率というふうなものはつかめないとおっしゃっておられるでしょう。にもかかわらず、これを見ますと、これは局長名による「保険料払込団体の組織運営について」の通達です。それを拝見いたしますと、これの五十二年二月二日改定の方ですね、その七ページを拝見いたしますと、こういうふうに書いています。「注1」というところで、「割引金による旅行、観劇又は人間ドック入りを目的とする払込団体については、母体団体としての独自の行動を伴っていると考えられるので、本通達の各事項に従って整備されればこれらについては、母体団体が存在しているものとする」と。「2」は「現金、小切手、商品券、品物等の交付だけを目的とする払込団体は、今後、組成及び拡充を認めないものとし、現にあるこの種の払込団体については、速やかに改組又は廃止するよう指導すること。」と。こういう非常にきつなお達しが通達に書かれているんですね。それでちょっと不思議なんですよ。そんなふうに書かれているんだけれども、いまおっしゃったように、それじゃそういう諸行事に対する参加の率というのは

どのくらいで運営されているかという実情、あるいはその運営状況というのが把握されてないということになりますと、こんな厳しいことを書く必要もないのに何で書かれたのか。

もう一つ不思議だなと思うのは、四種類の団体取り扱いの中で、他の団体はそんな行事はやってないわけでしょう。七割同じように割引をしないで、集めるのに二割使っているか使っていないかはその団体の任意でございましょう。七割は加入者に還元をされているわけですね。何も芝居に行かないんだからということじゃないわけですよ。ところが、この四番目の同趣同好の団体についてだけは、「現金、小切手、商品券、品物等の交付だけを目的とする払込団体は、」云々と、それで都会の悪いと思うものは「改組又は廃止するよう指導する」なんて書いてある。それじゃ、これ、廃止しないしは改組などの御指導をなさったことがありませんか。

○政府委員(佐藤昭一君) どうも私の御説明が舌足らずで恐縮でございましたが、全体としてどういうふうになっていくかということをお私どもは把握いたしております。私どもと申しますと、非常にまた語弊がございますが、本省としてははっきりしていないわけでございますが、先ほど私御説明いたしましたように、こういった旅行その他観劇とか人間ドックというふうな同趣同好団体のそういった行事の参加率というものにつきましまして、郵便局におきましてはそれぞれ調査して把握をするようにということでやっていますわけでございます。これは、こういった団体というものがやはりその団体性という問題が一つございまして、そういった趣旨で、やはりその本来の趣旨に沿わないというふうになりますと、非常に団体性というものは希薄になるのではないかと、いうことで、またそういった点からいたしますと、いろいろとそういった団体の希薄な団体におきましては、その集金とかあるいはその払い込みとか、そういう面での管理という問題につきましてもかつていろいろと問題が出たことがございまして

た。そういった点で、やはり団体に入っていくしゃる加入者の方々にそういった事故がないように、そういった安全性という点からいたしまして、私どもそういった点で団体と連絡をとりながら郵便局の方でいろいろとやっているということでございます。

それじゃ、ほかの地域団体なんかはどうだということでございますが……

○参院タケ子君 いやいや、それは聞いていない。解散とか改組なんかを指導したことがありませんかと聞いておる。

○政府委員(佐藤昭一君) ですから、いまちょっと私申し上げましたが、ほかの団体、すなわちその地域団体等、そういった他の団体への加入がえと申しますか、あるいは改組と申しますか、そういう非常に問題の場合には、団体性が希薄な場合にはそういった形に組みかえていったらいいということ、やはり団体に入っていくといった点の保障になるんじゃないかと、こういった点で郵便局で団体の方に御指導する場合がありますわけでございます。

○参院タケ子君 局長の答弁がようわからぬのですがね。というのは、どない運営されていく、その行事にどのくらい参加しているのかもよう知らぬで、それでこんなに厳しい通達を出してやる。わかりにくいわけですよ、その関係が。私なんかだったら、実情がわからぬのにそんなに厳しい通達だけ出すというふうなことは通常ないだろうと。さらに、これを見ますと、これは東京郵政局の保険部長名で、やはりこの取り扱いの適正化についてという通達が出ていますね。これは四十八年の十月十六日に出ている。これはまたおもしろいことを書いていますね。この「同趣同好団体の新規組成」その「2」に「ない書いてあるんですよ。」「次により適正な団体運営を行うよう指導してください。」「(四) 既成団体のリベート団体への移行を防止するため、行事不参加者に対する還付金額は一人当たり行事経費の五〇%以内とし、また、不参加者が常態的に団体構成員の五〇%以上となったときは、リベート団体とみなして取扱います。」「(五) 郵便局保険関係課長等は、団体から報酬等一切の金品の提供を受けてはならないものとします。」「(六) 団体は団体構成員に対しては、発行する書状等に郵便局名を使用させないものとします。」「と、これ、非常に不思議なんですけれども、こういう指導文書を出しているわけですよ。

そこで、お聞きをしたいのは、まず一つは、不参加者に対して「還付金額は一人当たり行事経費の五〇%以内とし、」と、これは何でそうしたのか。七割分というのは、その加入者に対する加入者自身の権利でしょう。それを行事というところで区切って、何で五〇%以内しか還付したらいかなと。かね。で、「不参加者が常態的に団体構成員の五〇%以上となったときは、リベート団体とみなして」という、それなら五〇%やたらよくて、四九%やたら悪いというのは何の根拠があるのかと、こうなるわけですよ。非常に理解のしにくい通達ですよ。もっと理解のしにくいのは、その次の「郵便局保険関係課長等は、団体から報酬等一切の金品の提供を受けてはなりません。」「と、受け取ったんでこういうことをわざわざ書かんならぬのかいなと、みたいでしょう。全くなかったらこんなものを書く——通常役所の通達にこんなものを書きませんわ。わざわざ書いておるんやから、あつたに違いない、そうでしょう。それで、これ四十八年ですよ。相当問題になったからこんな手厳しく局長名でも通達が出され、また東京でも独自にこういう実に具体的な御指導を出しているんですね。その辺、そういう厳しい通達を出しておられて、その後掌握しておられますか。出して放しやたらあかんのですわ、それで聞いています。

○政府委員(佐藤昭一君) 先ほど来、私、御説明しておりますが、たとえば旅行団体というものは、旅行という目的のもとにつくられていく団体であるという点におきまして、やはり旅行を目的として

つづられた団体で、その構成員が常時半分もその旅行に参加しないというような形でございまして、それはやはり旅行を目的とする団体とは言えないんじゃないか。つまり、旅行というものを目的としてつくられている団体ですから、そういった点では団体の性質が希薄になっている。つまり、団体構成員お互いの結びつきも非常に弱いんじゃないか。そういったところから、やはりそういった団体が団体としていわゆる保険料を金し、またそれを管理して郵便局に持ってくる、そういった中いろいろな事故が起こる、問題が起こる、こういった点を心配いたしまして、その団体の組織の規制というものを私どもはやっているわけでございまして。まあ過去においていろいろ問題が起こったこともございまして、そういったことを教訓にいたしましてやっていると、管理の何か贈り物云々ということとでございまして、これは私、当時関係しておりませんでしたので、つまびらかにいたしませんけれども、あるいはそういったことがあったかどうか、やはりそういった点で管理者等が、郵便局の者がそういった団体においていろいろとお世話をする点から、まあそういったお礼といいますが、そういったものをいただいたのかもしれないが、そういった点はやはり仕事としてやったら、また、それ以上団体の自主性もございまして余り深入りしてもいけませんし、その点でその一線をはっきりとすべきであるという趣旨で出したものと理解しております。

うのは、四種類の団体扱いがあつて、ほかの三つまでは七割の団体割引は全部本人に属しているんですよ。本人承知の上でそれは積み立てにされているかどうかといういろいろなケースはありますよ。もちろんPTAだとかいうようなところ、あるいは婦人会というところでは、七割分について全部積み立てておいて自分たちで旅行に行くというやり方もあるし、あるいは三割ずつ積み立てて旅行に行くときの足しにしようかと。これは全部その加盟者ですね、加入者のそれぞれ個々の方々が了解の上でやっていることなんです。

ところが、同趣同好の場合にこんな通達を出さないかぬということは一団体でないってんのかというふうな思ふんですよ。たとえば、五〇%以上行事に参加せぬのはリベート団体とみなして取り扱いますという、これはけしからぬと言っているわけでしょう。それなら五一%やたらいいわけでしょう。幾らも差がないんですよ。第一、もっと言えば、「行事不参加者に対する還付金額は一人当たり行事経費の五〇%以内とし」というわけですね。それなら四〇%還付したら六〇%のお金はどこへ行きますんや。どういふふうな扱いにします。こういうことになってくると、これは国民、加入者からの信頼性というのにはなおりますよ。第一、あなた、全然会計報告なんかしてない団体だつてありますよ、御存じですか。それならどんなふうなっているかというたら、同趣同好のね、これは大阪でもあるんですよ、私どもの周辺にね。だから、旅行に行けなかったと、行った人はいいんですわ。行けなかった、そうしたら、行けなかった人に対して、ちゃんと文句を言いますよ。人にはお金を還付する、あんまり文句を言わぬよ。人には千円ぐらいのおみやげを渡す。もっとひどいのは、旅行に行かんだらこれは権利喪失と同じことだと、この三通りぐらゐるんですよ。ほんならその五割ですね、五割の行事必要経費、五割のその使わなかった加入者の還元分は一体どのように扱われているかということなんです。

かと言いますと、全然これはもう会計報告をやらないという会もありますわ。あれはいつだったですか、昭和四十八年ごろにすでに指摘を受けたことのある松島簡易保険旅行会というんですが、これは江戸川郵便局管内です。ここは会員各位について、これは案内状があるんですよ。これを読んだらおもしろいんですよ。ここは全然会計報告をしてませんよ。どない書いてあるかというと、「本会は御承知の通り簡易保険の団体払込制度の割引額を利用し一年一回の旅行を実施して居りますが、五十一年度分第六回は四〇%の参加で必ずしも良好とは申しません。御承知の通り一昨年以来当局は其の団体の目的に反する理由を以て団体旅行保険の加入及び継続を停止致しました。此のまま放置しますと私共の本団体は解散のやむなきに到ります。」と、そこで打開策を当局にお願いをしてまいりました。「幸に先月中旬に当局よりの解答が有りました。当局との交渉には保険課長さんの努力が実ったと思ひます。」というところで、再編成をされたということの御案内なんです。「四〇%」と書いてある。こういう問題が出てくる。これは全くこうなってくると、七割と言ひましても、七割も千円の七割もあれば一万円の七割もあるわけですから、結局掛金の多い口数というものを団体加入の会員に集めるという形になる。だから、「入会の資格」というところには、これはたまたま印刷物には金額は書いておりませんが、毎月五千円程度以上の月掛保険料を掛けている方に入会をお願いいたします、こういうことになっている。だから、比較的大口をねらうと、結局七割の金額が大きくなることをねらうというやり方になってくる。したがって、そういう金額は大きくなりながら一回も会計報告はしない。それで、あなたの方の御指導では、不参加者に対しては五〇%以上還付したらいかなう言ふたら、よけい余ってくると思うのですわ。どないなっているんやろうと、これは当然疑問が起こるのはあたりまえなんです。ね。こういうケースが出てくる。

うのは、四種類の団体扱いがあつて、ほかの三つまでは七割の団体割引は全部本人に属しているんですよ。本人承知の上でそれは積み立てにされているかどうかといういろいろなケースはありますよ。もちろんPTAだとかいうようなところ、あるいは婦人会というところでは、七割分について全部積み立てておいて自分たちで旅行に行くというやり方もあるし、あるいは三割ずつ積み立てて旅行に行くときの足しにしようかと。これは全部その加盟者ですね、加入者のそれぞれ個々の方々が了解の上でやっていることなんです。

ところが、同趣同好の場合にこんな通達を出さないかぬということは一団体でないってんのかというふうな思ふんですよ。たとえば、五〇%以上行事に参加せぬのはリベート団体とみなして取り扱いますという、これはけしからぬと言っているわけでしょう。それなら五一%やたらいいわけでしょう。幾らも差がないんですよ。第一、もっと言えば、「行事不参加者に対する還付金額は一人当たり行事経費の五〇%以内とし」というわけですね。それなら四〇%還付したら六〇%のお金はどこへ行きますんや。どういふふうな扱いにします。こういうことになってくると、これは国民、加入者からの信頼性というのにはなおりますよ。第一、あなた、全然会計報告なんかしてない団体だつてありますよ、御存じですか。それならどんなふうなっているかというたら、同趣同好のね、これは大阪でもあるんですよ、私どもの周辺にね。だから、旅行に行けなかったと、行った人はいいんですわ。行けなかった、そうしたら、行けなかった人に対して、ちゃんと文句を言いますよ。人にはお金を還付する、あんまり文句を言わぬよ。人には千円ぐらいのおみやげを渡す。もっとひどいのは、旅行に行かんだらこれは権利喪失と同じことだと、この三通りぐらゐるんですよ。ほんならその五割ですね、五割の行事必要経費、五割のその使わなかった加入者の還元分は一体どのように扱われているかということなんです。

うのは、四種類の団体扱いがあつて、ほかの三つまでは七割の団体割引は全部本人に属しているんですよ。本人承知の上でそれは積み立てにされているかどうかといういろいろなケースはありますよ。もちろんPTAだとかいうようなところ、あるいは婦人会というところでは、七割分について全部積み立てておいて自分たちで旅行に行くというやり方もあるし、あるいは三割ずつ積み立てて旅行に行くときの足しにしようかと。これは全部その加盟者ですね、加入者のそれぞれ個々の方々が了解の上でやっていることなんです。

かと言いますと、全然これはもう会計報告をやらないという会もありますわ。あれはいつだったですか、昭和四十八年ごろにすでに指摘を受けたことのある松島簡易保険旅行会というんですが、これは江戸川郵便局管内です。ここは会員各位について、これは案内状があるんですよ。これを読んだらおもしろいんですよ。ここは全然会計報告をしてませんよ。どない書いてあるかというと、「本会は御承知の通り簡易保険の団体払込制度の割引額を利用し一年一回の旅行を実施して居りますが、五十一年度分第六回は四〇%の参加で必ずしも良好とは申しません。御承知の通り一昨年以来当局は其の団体の目的に反する理由を以て団体旅行保険の加入及び継続を停止致しました。此のまま放置しますと私共の本団体は解散のやむなきに到ります。」と、そこで打開策を当局にお願いをしてまいりました。「幸に先月中旬に当局よりの解答が有りました。当局との交渉には保険課長さんの努力が実ったと思ひます。」というところで、再編成をされたということの御案内なんです。「四〇%」と書いてある。こういう問題が出てくる。これは全くこうなってくると、七割と言ひましても、七割も千円の七割もあれば一万円の七割もあるわけですから、結局掛金の多い口数というものを団体加入の会員に集めるという形になる。だから、「入会の資格」というところには、これはたまたま印刷物には金額は書いておりませんが、毎月五千円程度以上の月掛保険料を掛けている方に入会をお願いいたします、こういうことになっている。だから、比較的大口をねらうと、結局七割の金額が大きくなることをねらうというやり方になってくる。したがって、そういう金額は大きくなりながら一回も会計報告はしない。それで、あなたの方の御指導では、不参加者に対しては五〇%以上還付したらいかなう言ふたら、よけい余ってくると思うのですわ。どないなっているんやろうと、これは当然疑問が起こるのはあたりまえなんです。ね。こういうケースが出てくる。

うのは、四種類の団体扱いがあつて、ほかの三つまでは七割の団体割引は全部本人に属しているんですよ。本人承知の上でそれは積み立てにされているかどうかといういろいろなケースはありますよ。もちろんPTAだとかいうようなところ、あるいは婦人会というところでは、七割分について全部積み立てておいて自分たちで旅行に行くというやり方もあるし、あるいは三割ずつ積み立てて旅行に行くときの足しにしようかと。これは全部その加盟者ですね、加入者のそれぞれ個々の方々が了解の上でやっていることなんです。

ところが、同趣同好の場合にこんな通達を出さないかぬということは一団体でないってんのかというふうな思ふんですよ。たとえば、五〇%以上行事に参加せぬのはリベート団体とみなして取り扱いますという、これはけしからぬと言っているわけでしょう。それなら五一%やたらいいわけでしょう。幾らも差がないんですよ。第一、もっと言えば、「行事不参加者に対する還付金額は一人当たり行事経費の五〇%以内とし」というわけですね。それなら四〇%還付したら六〇%のお金はどこへ行きますんや。どういふふうな扱いにします。こういうことになってくると、これは国民、加入者からの信頼性というのにはなおりますよ。第一、あなた、全然会計報告なんかしてない団体だつてありますよ、御存じですか。それならどんなふうなっているかというたら、同趣同好のね、これは大阪でもあるんですよ、私どもの周辺にね。だから、旅行に行けなかったと、行った人はいいんですわ。行けなかった、そうしたら、行けなかった人に対して、ちゃんと文句を言いますよ。人にはお金を還付する、あんまり文句を言わぬよ。人には千円ぐらいのおみやげを渡す。もっとひどいのは、旅行に行かんだらこれは権利喪失と同じことだと、この三通りぐらゐるんですよ。ほんならその五割ですね、五割の行事必要経費、五割のその使わなかった加入者の還元分は一体どのように扱われているかということなんです。

うのは、四種類の団体扱いがあつて、ほかの三つまでは七割の団体割引は全部本人に属しているんですよ。本人承知の上でそれは積み立てにされているかどうかといういろいろなケースはありますよ。もちろんPTAだとかいうようなところ、あるいは婦人会というところでは、七割分について全部積み立てておいて自分たちで旅行に行くというやり方もあるし、あるいは三割ずつ積み立てて旅行に行くときの足しにしようかと。これは全部その加盟者ですね、加入者のそれぞれ個々の方々が了解の上でやっていることなんです。

かと言いますと、全然これはもう会計報告をやらないという会もありますわ。あれはいつだったですか、昭和四十八年ごろにすでに指摘を受けたことのある松島簡易保険旅行会というんですが、これは江戸川郵便局管内です。ここは会員各位について、これは案内状があるんですよ。これを読んだらおもしろいんですよ。ここは全然会計報告をしてませんよ。どない書いてあるかというと、「本会は御承知の通り簡易保険の団体払込制度の割引額を利用し一年一回の旅行を実施して居りますが、五十一年度分第六回は四〇%の参加で必ずしも良好とは申しません。御承知の通り一昨年以来当局は其の団体の目的に反する理由を以て団体旅行保険の加入及び継続を停止致しました。此のまま放置しますと私共の本団体は解散のやむなきに到ります。」と、そこで打開策を当局にお願いをしてまいりました。「幸に先月中旬に当局よりの解答が有りました。当局との交渉には保険課長さんの努力が実ったと思ひます。」というところで、再編成をされたということの御案内なんです。「四〇%」と書いてある。こういう問題が出てくる。これは全くこうなってくると、七割と言ひましても、七割も千円の七割もあれば一万円の七割もあるわけですから、結局掛金の多い口数というものを団体加入の会員に集めるという形になる。だから、「入会の資格」というところには、これはたまたま印刷物には金額は書いておりませんが、毎月五千円程度以上の月掛保険料を掛けている方に入会をお願いいたします、こういうことになっている。だから、比較的大口をねらうと、結局七割の金額が大きくなることをねらうというやり方になってくる。したがって、そういう金額は大きくなりながら一回も会計報告はしない。それで、あなたの方の御指導では、不参加者に対しては五〇%以上還付したらいかなう言ふたら、よけい余ってくると思うのですわ。どないなっているんやろうと、これは当然疑問が起こるのはあたりまえなんです。ね。こういうケースが出てくる。

さらに、こんなケースもあります。決算報告が出てくるケースがある。これは丁寧なペラ一枚でね、どない書いてあるかといったら、ひとつもわからへんですわ。これは「昭和五十一年度積立金決算報告書」「収入の部」が、これは二千五百九十七万六千四百七十七円。「支出の部」のところが見ますと、「事業費繰越 旅行実施費用及還付金含む」と、三つの費目ですね、これを含めて二千四百八十八万四千七十七円。こんなペラ一枚です。これはまあ会計報告しているところですね。これ、二千四百八十八万の支出を「事業費繰越 旅行実施費用及還付金含む」といったら、どれが何ぼや一つもわからへん、これ。旅行に何ぼ使ったんや、還付金は何ぼや、こんなことになっていきますよ。これは私はこんな実情がたまにま見つかっただけで随所にあると思います。ですから、ああいうふうに大変厳しい通達を出し、御指導なさっておられるんだから、これは何もようわからぬというの、その団体が勝手にやりになっています。これは済まされないう思いますが、これはひとつ実態を調査をして御指導なさる必要があると思うのです。

これは全部やめろと私申し上げているんじゃない。これは旅行等を楽しみにして参加をしていらっしゃる方々もおられると思えますから、これは全部やめろというふうには言いませんが、こういうふうなものを団体扱いとして御指導をなさっているなら、これはどなたが見ても不明朗さのない運営の指導あるいはきちんとしてやり方をさせる。あるいはその筋論から言えば、局が直接おやりになるというのが一番筋だと思えますけれども、一挙にいかなければ、だれが見ても不明朗さのないというやり方に改めないといはくあいが悪いんではないかと思えますが、どうでしょう。

○政府委員(佐藤昭一君) 確かにいろいろと団体の運営の中では問題が従来からあったわけでごさいます。そこで、たとえば旅行にせよ何にせよ、それは地域団体とかあるいは婦人会だとかPTAだとか、こういったところではそれなりに一

つのしっかりした基礎があるということでごさいます。先ほど来申し上げておりますように、たとえば旅行なら旅行だけの目的で相当の地域の中で団体がつくられていてという場合には、やはり旅行に行かないという方が多くなればこれはもう団体性が非常に薄い。そこで、私どもの方は、先ほど来申し上げております旅行団体あるいは観劇あるいは人間ドック、こういったような団体にしほりまして、その他何といひますか、商品券だとか何か、こういったものだけでつくっているような団体、これは私どもの方では通称リベート団体と申しておりますけれども、そういったことだけで集まっている団体、いわゆる地域団体とか職域団体以外のものでつくったものについては、やはり団体性がちよっと希薄で運営上いろいろと問題がありやせぬかというところで規制している。

そこで、いま申しましたような旅行なんかの場合に、旅行団体が、不参加者が常に五割以上だというふうなものは、やはりこれは旅行団体としてはちよっと性格的に希薄じゃないか。そこで、リベート団体というものと同様にみなしまして、そういう団体は、これから先余りその団体が膨張するといひますか、加入者がふえて大きくなるといひます。これはちよっと危険だということ規制をしていく。むしろほかの適正な団体に改組するか、あるいは団体を廃止してほかの団体にいったらいいんじゃないかと、こういったことを申し上げているわけでごさいます。

それから、運営の面でいま先生おっしゃいましたが、いわゆる団体の規約というものは、それぞれきちんとおつくりいただくようお願いしております。それから会計の面では、決算報告書というふうなもの、それからその団体において規約の中で決めた決めたやつでいい。そのためには役員の中で幹事というものも選んでいただいて、そこで監査をしてもらう。こういったこともお願いをしているわけでごさいます。ただ、いま先生御指摘のように、いろいろ問題がやはりこ

ざいますれば、私どもの方にもさらによく郵便局の方にそういったものを調査させまして、また御相談申し上げるといったことはやってみようと思っております。

○審判タケ子君 そんなことを言うておたらあかんですわ。きちんとした会計報告もなされてなかったら、行かなかつた人の分はどないなっているのかわからぬです。そんなものはほっておいていいんです。そんなことはないです。そういうことが続いたら不明朗な事態が起こってくるんです。そういう不明朗な事態が起こったら国民の信頼性というのとはなくなるんです。国の機関がやっているとある特定の団体の対象がね、七割と言つたつて小さなお金じゃないんです。何千万かのお金が動いているわけだから、一年に。大きいところでは億です。それが結果がよ

うわからぬというふうなことをやらしておつて、その団体の任意に規約でもつくつておやりになつていただければ結構なんですよ。そういうことを言うておたら、これは国民の信頼性は取り戻せませんし、不明朗な事態というのこれは防止できません。そのことを申し上げているのです。

だから、私はそれに関連を言ひますと、先ほどちよっとお聞きしたように、全体の加入者の中で、金額から言つたら四割近い人たちは団体扱いをしていられるんですよ。だって、それは七割の団体割引があるわけですよ。有利だからそれはなりますわ。だから、六割の人にはちゃんとPRしたかと私は言つたでしよう。知つていたらみんなすると思つて、いろんな形で。だから、十分PRはされていらないんじゃないかというふうなことは心配をします。

それから、同じ加入者でこんなに私は差別があつてはならぬと思つて、国民の同じ加入者で。だって、四割までの人たちが七割の割引をしてもらつていられるんです。広がつて七割、八割PRをしつたら一〇〇%になります。というこのことになると、七割の保険料が下げられるということになるんです。問題は。だから、いっそ、そ

んな妙な不明朗なことをなくすると。当面は一週にできないかもしれないから、その不明朗さをなくするための対策が必要であると同時に、加入者に差別をなくして、やっぱりあまねく公平性というものを加入者に対しては享受していただくというたてまえから言つたら、これはもう全部に団体保険の段階まで広がつたら、だって八〇%、九〇%に広がりましたらもう下げたと一緒ですよ、客観的には。

そういう点で、本来の簡保法の趣旨から言ひましても、安い保険の掛金でということになつていくわけだから、そういうことも含めて検討する必要があります。財政運営を見ましても、生命保険だから、金がないからそんなことできませんというふうなことを言わなければならぬような財政状態ではないです。だから、そういう不合理さをなくするといふたてまえから見て、これは検討するべきではないかと思ひますが、どうですか。簡潔で結構です。

○政府委員(佐藤昭一君) 第一点目の方から申し上げますが、この団体の運営の整備ということにつきましては、従来から私も、先生もおっしゃつたような通達というふうなものも含めまして努力しているつもりでございすが、なおいろいろと御指摘のような点がございすが、これは会計経理上の問題もやはり同時に指導していかなければならない。また、そういったことで非常に団体としての運営がおかしいというふうなことでございしますならば、さらにこれの規制ということも指導してまいりたいと、かように考えます。

それから第二点の、この割引の問題でございすが、先ほど申し上げましたように、やはり団体で代表者に集金をしていただくということによるメリットは、こういったことからして手数料の割引というものをやられているわけでごさいます。が、やはり基本的には、基本の保険料自体を少しでも安くするようにいろいろと企業努力、経営努力というものは当然私どもも引き続いてやって

いかなければならない、かように考えております。

○香取タケ子君 大臣ね、私申し上げた点で、局長の答弁だけではちょっと納得しがたいんですよ。その点でいま起こっている矛盾点、これは解決しなきゃなりません。その解決について、当面の解決策という点で、少なくとも不明朗さを残さないという運営の指導というのがまず第一点。

それから同時に、これは全加入者に、団体扱いにすればこうなりますよというところがPRをされているかどうかという点については、私は十分ではないと思うんですね。そういう点がありますから、これをPRをされて八〇%、九〇%まで団体加入というものが広がってくれば、七%が全部該当するということになるわけです。もちろん徴収料の問題等がありますから、保険料率を下げていくのに七%全部下げるのか、下げるべきかどうかは別ですよ、検討の要はあろうと思えますけれども、少なくともそういうことがやられるならば、これは全体についての保険料の引き下げという点を検討する必要があるんじゃないか。そういうふうにも思いますので、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(服部安司君) 保険料はもとと単独払い込みの場合を想定してつくられているものであることは御案内のとおりです。団体取り扱いを受ける契約についての保険料の割引をすることとしておりますのは、団体取り扱いの保険料が代表者によって集められる、それが集金率率というものが非常に向上するという点、言うならば集金事務手続が非常に節約できる。

第二点は、代表者が保険料の取りまとめを行うことから、保険料の延滞とか、または失効、解約上にいわゆる大変役立って契約維持に大きな効果があるという点で、事業経営の上からこういって制度をつくったのであります。先生御指摘の非常に不明朗であるじゃないかと、やはり方について。

もう一つは、七%もするならば、全部が入れ

ば、手数料かかるが、何ばか保険料を下げられるのではないかと、どちらの方がいいのかと、その真意を言えということだと私は理解いたしますが、大体余り干渉し過ぎると思うのです。この団体が何も旅行に行こうが、ドックに行こうが、観劇に行こうが、ドックとは関係があっても、旅行や観劇なんて保険と何の関係あるんだとばかりは言いたくない。ドックは保険屋だから、こっちはやっぱり長生きしてもらえば保険の支払いが延びるんだから、全体に多く配当できるわけですから、これは関係あると思うんですが、じつと聞いていて余り干渉し過ぎる。はっきり言って、保険は単独払い込みの場合を想定してつくった制度であるから、しかし、こういったメリットがありますからこういう制度を設けたんなら、もう少しはききりと節度をつけられいいんですね。七%のいわゆる手数料を払います、それはどうぞ団体で自由にひとつあれやってみてください。私の方は保険料が入ればそれでいいんです。もし会計に不明朗があればその団体で団員が追及すればいいんで、われわれが郵便局が出ていって、おまえは不明朗じゃないかと言ふのもちょっとぼくは……。

だから、保険局の運営の仕方、点にぼくは非常にまずい点があると思うんです。私ならそこまで干渉しません。いわゆる七%差し上げますからこういう協力をしてくださいます。保険金が入れば、また契約維持できれば、延滞、失効なければそれで保険業務の目的は達せられるんですからね。その点について、私はいま少し保険局に、いままでも入り過ぎた面をどのように調整するか、またどのような方途を講じてもっと明瞭に——旅行へ行こうが、ドックへ行こうが、海外、ハワイへ行こうが、定められた範囲でやってくれることはぼくは大いにやたらいいと思うんです。だから、干渉すること、しないこと、この点についてもう一遍検討したい。

いま一つは、こういった歴史があるんです。非常にいま香取先生が御指摘のとおり不明朗じゃ

ないか、全く理解できぬとおっしゃることが国会で問題になって、その時点では何をやっておるんだと怒られてやったのがこの通達なんですね。いいですか。私は黙って先ほどから聞いて、何でも言われるとおりのこととやら受けたことが、今度は逆にまたばしゃっとおしかりを受けるような結果を招いたということもお役所仕事でしょうね。だから、そういうことをひとつ十二分に過去の経緯も考えて、御指摘の問題も踏まえて再検討を加えて、もっとすっきりしたものにしてほしい。私、先ほどからお話を聞いてしみじみ感じておりました。

だから、こういった能率の向上という点について、おっしゃるとおり八〇%でも九〇%でも、一〇〇%入っていたら私は大いに結構だと思ふんです。ただ、この率でいくならば、こういうものをやめて考えるならば、たとえ三%でも四%でも、七%とは言わないけれども、保険料が下がるはずではないか。これは先生、数字の上ではそうなりますが、事業経営となったらそれはそうはいかない。やっぱりそういった方々の協力と援助を得て保険料の契約高を上げていかねばならない。また一面には、維持するためには、一つの事業ですから、こういう点もひとつ御理解いただけるならば大変ありがたいと、かように思っています。

○香取タケ子君 最後に。

私は事業経営の問題を中心に論じているのではなくて、加入者という一加入者としての権利から言えば、これは団体割引というものがありませんよというのを知らされていて団体に加入してないのは御本人の勝手でございます。しかし、知らされなくて七%もの不公平があるということは、これはあまねく公平性を保たなければならぬ事業の性格から言って問題が残る、その点についてはっきりすべきだと言ふ。それで、一番はっきりできるのは七%を、広がった七%はやれるんだから、これはそれだけ下げれば全加入者に支給できるんだから、一番簡単で、しかも不明朗さの残らないやり方だから、そういうことだとして

可能じゃないかという論の立て方をしたわけですよ。そのことは直ちにできるというふうには思っておりませんが、そういうことになりはしませんか。こんな運営というのはやっぱりあんまりよろしくないですよということですよ。だって、七%の中で、同好会だって集金の事務費は二%。五%は本人たちに還元する、帰属するものでしょう。そういうことになれば、少なくとも五%いけるじゃないかと、こうなりますが、だから、そういう点でぜひ、加入を広げていただくということの勧誘でいろいろと御苦勞、御苦心が行き過ぎる面もあってこういう問題も出てきているというふうにも思っていますから、その点は大いに検討をしていただいて、不明朗さを残さないという点を特にお願いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) ちょっと誤解があるといけないから……。

香取先生ね、理論的にもお話よくわかるんです。七%の数字によるところの。それじゃ安くすればいいじゃないか、よくわかるんですが、先ほど先生が、いわゆる民保では新商品とほとんど出して保険の拡充を図っているじゃないかとおっしゃいましたね。これはわれわれはなかなかそれをやれないんですね。いわゆる国営であるだけに、決められた法律に基づくもの以外やれないものですから、こういった新しいアイデアを設けて、保険制度のあり方、国営保険を維持するためには、これは非常に何となくいまいちやうか、大変な努力を払っているんです。だから、こういった方法も法の範囲で許された新商品にかわるアイデアだ、こういうふうにとつ御理解いただきたい。私は正直言って、不明朗な問題はこれは当然排除せねばならない、かように考えていますので、どうぞ保険振興のためにもひとつ大いに御理解をいただくならば大変ありがたいと思ひます。

○木島則夫君 最初に、保険金の最高制限額の引き上げについてお伺いしたいと思います。

昨年の九月に一千万円に上がったわけでございます。しかし、人間の一人の命を補償する額とし

ては余りにも低過ぎるという声が非常に多いんですね。大蔵省のアンケートなどによりまして、国民の大多数が年収の七・五年から十年分を保険金として求めているという結果が出ていますところからもよくこれは裏づけをされると思いますが、このことから少なくとも二千万円ぐらいは必要じゃないだろうかというふうに言う人が多いんです。五十一年の十一月に郵政省が行いました簡易保険市場調査によりまして、たとえば御主人が亡くなった場合に三千万円は欲しい、そのうち二千万円は保険金で欲しいというアンケート結果が大勢を占めているようなことから、いかがでしようか、その最高制限額というものについてのお考えを伺いたいと思います。このことは、国民のニーズというものは非常に多角化、多様化しているという現状ですね。もちろん民間の生命保険もございいます。しかし、一方、簡保法に定める簡易保険の枠というか態様というものはこれは考慮をしなければならぬということでありまして、国民のニーズがそういうふう非常に多様化しているという現状をどういうふう把握をされているか。

○政府委員(佐藤昭一君) 昨年の通常国会で簡易生命保険法の御審議をいただきまして、その際に最高制限額を一千万円に引き上げていただいたわけでございます。当時におきまして、この一千万円の引き上げによりまして、国民一般の生活水準を考慮いたしますと、大体その必要額を確保できると考えていたわけでございます。先生御指摘のように、五十一年の十一月の簡易保険に関する市場調査によりまして、万一の場合の平均必要生活費は二千九百万円、また生命保険の期待額は二千二百万円となっておりまして、また同じ調査によりまして、一世帯当たりの保険料の支払い限度額は月額二万一千九百円、こういうふうなことでございまして、このことから、要するに加入者の方々の負担能力というものと、それからそういった必要額、こういったことからこの一千万円というものが大体妥当な額ではなからうかという

ふう考えているわけですが、しかしながら、これは社会情勢というものはどんどん動いておりますから、やはりこれからいろいろと生じます危険の限度であるとか、いろいろ加入者の方々の需要というものがまた上がっているかと思えます。簡易保険の場合には、やはり無審査保険としての一つの負担し得る危険の限度というものがございまして、また民間保険との関係というものがございまして、また最高限度額というものを決めてまいったところでございまして、そういう趣旨からいたしまして、せっかく昨年の九月からこの一千万円の引き上げというものを実施してまいったわけでございますが、さらにこれから先の情勢と、それから加入者の御要望というものが踏まえながら、よくさらに検討してまいりたいと、こういうふう考えております。

○木島則夫君 こういう問題、もう少し深く突っ込んでやりたいんですけれど、私も非常に時間的な制限がございまして、一応いまのお答えで結構でございます。結構ということば、それで満足をしているということではなくて、やはり検討課題であるというふうにとめさせていただきますかと思ひます。

先ほどから言われておりますように、簡保資金というものは郵政の職場に働く方々が汗水流して募集した結晶であるというふうにとめさせていただきます。にもかかわらず、その運営とか資金運用について、そこに働く人たちの声というものは全く外に置かれていくのが実情でございます。資金運用部の財投が全く企業努力をしないというようなところに行くのを見ますと、自分たちがせっかく集めたのに一体これはどういふことなのかという気持ちになるのは私はやはり当然だろうと思ひます。したがって、簡保事業の運営とか資金の運用について、働く人たちの意見を反映させるために、たとえば経営協議会というふうなものをつくってわれわれの意見もそこに入れてほしいというふうな声が労働組合なんかから出てくることも事実でございます。いかがでしようか、建

設的な先の問題としてひとつお答えをいただきましたと思ひます。

○政府委員(佐藤昭一君) 事業の運営に当たりましては、やはり労使の相互理解とか協力というものが必要不可欠であるということでございまして、そういった観点から、現在、組合との間には労使懇談会というような名前、一つの場を設けまして、郵政事業の現状認識と将来の動向把握というふうなものに資する事項につきまして情報の交換あるいは意見の交換というものも行っているわけでございます。先生御指摘のように、資金の運用というふうな問題につきましてもこの懇談会の中でいろいろと意見を承るという点につきましては、これは資金の運用というものが現在のたてまえにおきましていろいろと手続あるいは制約がございまして、なお慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、この資金の運用に当たりましては、確実、有利、かつ公共の利益を基本原則といたしまして、法律の定めるところによりまして資金運用審議会の議に付しまして運用計画というものを策定しております。また、その運用期間が長期のものにつきましてもは国会の議決を経るということも現在やっていますわけでございます。そういう点で適正化を図られているというふうにと考えておりますが、繰り返して申し上げますが、御指摘の点につきましてはなお慎重に検討してまいりたいと……。

○木島則夫君 最後まで、語尾まではっきり聞かしてください。よく聞かえないんですよ。郵政大臣が非常に積極的にいろいろな意味で御発言をいただくと割には、よくも別に局長を責めているわけではないんだけれど、後から一々紙が回ってきて、それをこらんなりながらというものは、私はよくわかるんですけど、要するにいま私がここで提起している問題なんというのはいま私がかう省内で言われていることでしょうか。そしてそういうことは、お互いに私とあなたが個人的に話すと、もっと大きな声で積極的に私に話すでし

う。やっぱりそういう場にしたいと思ひますよ。そうじゃないと、もう本当にこでする議論というものは全く形式化してしまつて、郵政事業をこちらが心配しいいやっていて、そのことがちっとも伝わっていかないということだと、私はよくないと思ひます。やっていると何か意気阻喪してしまつていふんでしうか、あなたに別に当たっているわけではありませんけれど、ひとつ積極性を持ってお答えをいただきたいと思ひます。いかがですか、もうちょっとこう――最後の語尾のところは聞かえなかつた、ばく

○政府委員(佐藤昭一君) どうも息が切れまして失礼いたしました。

そういった組合とか職員というものの意見も十分に、たとえば労使協議会等の場でそういう場をつくって聞いたらどうかと、こういう御意見だったと思ひます。いま先ほど申し上げましたように、労使懇談会あるいは経営懇談会というふうな名前をもちまして現在組合とそういう意見の交換の場を持っております。こういった資金の運用というふうな問題につきましても、そういった場でやるのはいかどうかということにつきましても慎重に検討したい、こういうことでござい

○木島則夫君 次に、簡保というのは国の経営する唯一の保険機関であるわけでございます。したがって、その役割も民間の保険に比べて幅広いものでなければならぬし、またそうすることは当然であろうと思ひます。しかし、簡保の現況というものは、どっちかという、たとえば募集に重点が置かれたり、しかも最近が高額の保障性の強い保険に力を入れているというふうな傾向も見受けられるわけでございます。もっと幅広く国民各層の生活設計のコンサルタントとしての役割をみたないものを担う分野があつていいんじゃないだろうか。じゃ、私にいまその具体性はおまえ何だと聞かれても、私もこれがいいという即座な答えを持っておりませんけれど、先ほどからいろいろ

で、何でもそういう状況の中にあるのか。これに關連をしまして、外務作業の中で何か国民サービスの親規業務を開拓できないものだろうか、こういうことまで含めてひとつ伺ってみたいと思います。

○政府委員（佐藤正一君） 外務員の場合のレベルといいますが、実績と申しますか、これは一つは募集の実績と申しますか、こういったものではかかるといふこともございましょうが、同時にまた集金に従事するという面もございしますので、必ずしも募集高だけで、その実績だけでも判断はいたしかねるんじゃないかならうかと思いますが、一応その募集の実績額がどうなっているかということで見ますと、五十二省令年度で——五十二省令年度と申しますのは、五十一年の九月から五十二年の八月までの一年間、これ省令年度と申しておりますが、そこで見ますと、外務員の一人当たりの募集目標額、これは第一回の保険料で計算しておりますが、大体九十万円、目標額を外務員一人当たりですが、大体九十万円、目標額を外務員一人当たりと割りますと大体九十万円でございます。そこで、普通局の外務員について調査いたしますと、九十万円を上回る募集実績を上げている外務員が、全外務員の約五六％でございまして、また五十万円以上の実績を上げている外務員が全体の八〇％

という形になっております。そういったことで大
体約六割近い外務員が平均の頭割りの募集目標額
を超えていると、こういう形になっております。
こういうふうには把握しております。特定局の方は
そういう資料がちょっとございませんで、普
通局だけで申し上げたわけでございます。

じゃ、どうしてそういうふうないろいろな差が出
てくるかということでございますが、やはりこれ
は募集の技術とあるいは業務の知識、あるいはや
はり本人の適性とかあるいは意欲とか、こういった
ものがいろいろと絡み合って総合的にこういっ
た一つの成績が出てくるのかというふうな考え方
でございまして、したがって、私ども
の方としましては、やはりその職員の業務知識の
向上であるとかあるいは募集技術、こういったも
のにつままして研修をいろいろと計画いたしまし
て、できるだけ多くの外務員がそういった研修を
受ける、五年計画で一応普通局の外務員は全部そ
ういった訓練を受けるというような形をとって募
集力をやはりつぎにつけていかせたい。あわせて、そ
ういった意欲づけというものを図っていきたいと、
かように考えておるわけでございます。

○木島則夫君 最後に、一言だけ大臣に伺います。
いまお聞きのように、レベル以下と言います
と、やはり国営の事業ですから、何でもかんでも
募集をたくさんしてきなさいとか、たくさん契約
をとってきなさいというような民間とは——おの
ずと節度があるはずでございます。したがって、
私はそういうことを申し上げているんじゃない。
やはり簡保事業が置かれてある現状というものに
対してみんなが本場に、郵政の職場にいる人たちが
が、将来性のあるもので、本場に国民のためにこ
れが役立っているものかどうか、そしてそこから
起る将来のいわゆる対応、目的というんです
か、ビジョンというんですか、そういうものがある
う一つ開けないところには何かすっきりしないよう
なものを感じているんじゃないだろうか。私は素
人の立場ですから、推測になったお許しをいた
だきたいのでありますけれど、そういう問題を合

めて、もう一回大臣、あるべき姿というんです
か、どうこれをとらえて、どう将来づけをして
いったらいいんだろうか。このことを最後に私の
質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(服部安司君) 私も経験は浅いし専門
家じゃありませんから、適当なお答えになるかど
うか、ひとつその点を御理解願っていただきたいと
思いますが、大体保険というのは、最近これは
もう大変普及してまいりました。昔は特定の人以
外はなかなか入らなかったのです。そこで私は
一つの目標に置いておるのは、やはり国民の生活
に余裕ができてきたから、老後の設計を考えて
やっぱり保険というものに非常に魅力を感じて
持たれた。だから私は、この国営の保険制度と
いうものが国民から十二分に理解されて、本場に
これは信頼を受けて、これはわれわれの老後のた
めになるんだということを自信を持って説明でき
るよう、説明すれば納得していただけるよう
に、私は先ほどまた一味違う方法で取り入れたい
と、これは本場の国営、いわゆる庶民を対象にし
た国営保険の姿だと思っております。したがっ
て、そういう方向で今後外務員の指導、養成を
いたしまして、いわゆる入ってくる方も、また
求めていく外務員もまた合うような制度に
持っていく。そこに初めていわゆる募集実績
が上がってくるんじゃないだろうか。また、上がっ
た実績が国民の将来の大きな安定感につながる
というふうな持っていくために努力をしてまい
りたい。かように考えております。

○委員長(栗原俊夫君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(栗原俊夫君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のあ
る方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——
別に御意見もなければ、討論は終局したものと認
めて御異議ございせんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(栗原俊夫君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより採決に入ります。
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関
する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する
法律の一部を改正する法律案を問題に供します。
本場に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(栗原俊夫君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。
案納君から発言を求められておりますので、こ
れを許します。案納君。
○案納勝君 私は、ただいま可決されました法律
案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会
党、公明党、日本共産党、民社党及び第二院クラ
ブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いた
します。
まず、案文を朗読いたします。
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用
に関する法律及び資金運用部資金法の一部
を改正する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあたり、次の各項の実
施につとめるべきである。
一、簡易生命保険の募集については、加入者利益の
擁護をはかるため、今後とも節度ある募集活
行われるよう十分配慮すること。
一、簡保会計の余裕金を郵政省が直接運用する
制度の実現についてさらに積極的に検討する
とともに、積立金の運用制度の改善について
も引き続き努力し、加入者利益の増進をはかる
こと。
右決議する。

以上であります。この決議案は本委員会にお
ける審議の経過を踏まえて作成したものでありま
す。したがって、その趣旨については改めて
説明するまでもないと思存しますので省略してい
ただきます。
何とぞ御賛同をいただきますようお願いをいた
します。

○委員長(栗原俊夫君) ただいま案納君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(栗原俊夫君) 全会一致と認めます。
よって、案納君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。
ただいまの決議に対し、服部郵政大臣から発言
を求められておりますので、この際、これを許し
ます。服部郵政大臣。
○國務大臣(服部安司君) このたびは、慎重な御
審議をいただきました。ただいま簡易生命保険及
び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金
運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正
する法律案の御可決をいただきましたことを厚く
御礼を申し上げます。
この委員会の審議を通じて賜りました御意
見につきましては、今後、簡易生命保険事業を運
営していく上で十分配慮してまいりたいと思存し
ます。

さらに、ただいまの附帯決議につきましては、
今後、その趣旨を尊重してまいりたいと思存しま
す。まことに長時間ありがとうございました。
○委員長(栗原俊夫君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と思存しますが、御異議ございせんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(栗原俊夫君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十八分散会
四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案（案）

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次

- 第七章 住宅積立郵便貯金
- 第八章 進学資金に対する貸付け
- 第九章 進学資金の貸付け
- 第十章 郵便貯金振興会
- 第十一章 郵便貯金振興会

第七章第一項中「左の五種」を「次の六種」に、「払戻し」を「払戻し」に、「附けない」を「付けない」に、「すえ置期間」を「据置期間」に、「分割払戻し」を「分割払戻し」に、「払い戻し」を「払い戻し」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 進学積立郵便貯金 自己又はその親族の進学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学すること。以下同じ。）につき、第六十八条の二の規定による進学資金の貸付けを受ける目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

第十三条第三項中「及び住宅積立郵便貯金」を「進学積立郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に、「付けない」を「付けない」に改める。

第十四条中「又は住宅積立郵便貯金」を「進学積立郵便貯金又は住宅積立郵便貯金」に改める。

第十六条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第一号中「但書」を「ただし書」に改め、同条第二号中「団体取扱」を「団体取扱」に改め、同条第三号中「積立郵便貯金」の下に「又は進学積立郵便貯金」を加え、同条第四号中「団体取扱」を「団

体取扱」に、「及び住宅積立郵便貯金」を「進学積立郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に改める。

第二十四条中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「第六十四条」を「第六十四条又は第六十八条の二」に改める。

第二十九条第一項中「払戻し」を「払戻し」に、「且つ」を「かつ」に、第六十四条を「第六十四条若しくは第六十八条の二」に改め、同条第二項中「及び住宅積立郵便貯金」を「進学積立郵便貯金及び住宅積立郵便貯金」に、「すえ置期間」を「据置期間」に改める。

第九章を第十一章とし、同章の前に次の一章を加える。

第十章 進学資金の貸付け

第六十八条の二（進学資金の貸付け） 郵政大臣は、進学積立郵便貯金の預金者で省令で定める要件を満たしているものに対し、当該進学積立郵便貯金を担保として、その者又はその親族の進学のために必要な資金の貸付けをすることができる。

第六十八条の三（貸付金の金額の制限） 前条の規定による貸付金の金額は、貸付けを受けようとする預金者が担保とする進学積立郵便貯金の当該貸付けの申込みの日における預入金の合計金額の二倍に相当する金額を超えてはならない。

第六十八条の四（法定弁済） 第六十八条の二の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた進学積立郵便貯金の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付金及びその利子の合計額と等しいか又はこれより少ないときは、当該進学積立郵便貯金及びその利子は、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充たされる。

前項の払戻しの請求があつた場合において、当該進学積立郵便貯金のその時における現在高がその時における当該貸付金及びその利子の合

計額を超えるときは、当該払戻金の金額は当該進学積立郵便貯金のその時における現在高からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充たされる。

第六十八条の二の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた進学積立郵便貯金が第五十九条の三第一項の規定により通常郵便貯金となる場合には、当該進学積立郵便貯金及びその利子は、当該進学積立郵便貯金が通常郵便貯金となる日の前日において当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充たされる。この場合において、当該進学積立郵便貯金に関する契約は、消滅する。

第六十八条の五（準用規定） 第六十八条の二の規定による貸付金については、第六十六条及び第六十八条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第六十四条」とあるのは「第六十八条の二」と読み替えるものとする。

第六十五条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第八章を第九章とする。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十三条中「並びに第四十八条」を「第四十八条並びに第五十九条の二」に改める。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 進学積立郵便貯金

第五十九条の二（預入の遅延の場合等の取扱） 進学積立郵便貯金における預入の遅延が生じた場合の取扱いは、据置期間の経過後の払戻しの取扱いは、省令で定める。

前項の場合には、第五十一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

昭和五十三年五月二十六日印刷

昭和五十三年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T